



REPORT 2023

HIROSHIMA MIDORI SHINKIN BANK

ごあいさつ

GREETING



皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当金庫に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第75期（令和4年度）の業績推移や1年間の活動状況をとりまとめたディスクロージャー誌「REPORT 2023」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和4年度の我が国経済は、年初に新型コロナウイルスの第6波の感染拡大を受け経済活動が制限されましたが、その後の第7波の感染拡大では、政府対応が「新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を志向するウイズコロナの段階」に移行したことにより、景気持ち直しの動きが見られております。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻などを契機として国際的に原材料価格が上昇する中、日米の金利差を背景とした急激な円安の進行が国内の企業物価上昇に拍車をかけているため、価格転嫁が困難な中小零細企業の業績が漸次悪化の様相を呈しています。

また、世界に目を向ければ、欧米では、各国・地域の中央銀行が急激なインフレを抑制するため、金融引き締め動きを強めているほか、中国ではコロナ政策への国民感情や不動産市場の低迷が中国経済の下押し圧力となること懸念されており、各国の景気後退懸念が高まる中、こうした世界経済の動向が我が国の金融・経済に与えるリスクが懸念される状況となっております。

このように日本経済を取り巻く環境の不確実性が増している中、内外の経済情勢の激しい動きに取引先中小企業が翻弄されることがないように、当金庫は新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の方々に、その経営状況やライフステージに応じた適切な金

融支援に取り組むとともに、ポストコロナにおけるビジネスモデルの再構築に向けた経営改善・事業再生・事業転換支援や、地域が抱えるさまざまな課題の解決に取り組んでまいりました。

その結果、預金の期末残高は前期より8億94百万円減少し1,005億3百万円となり、貸出金につきましては、6億86百万円増加し387億43百万円となりました。

損益状況につきましては、本業での収益を示すコア業務純益は5億6百万円（対前年度比1億67百万円増）、経常利益は2億54百万円（対前年度比24百万円減）となり、最終的な当期純利益は1億15百万円（対前年度比1億7百万円減）増収減益ではありましたが、金融機関の健全性、安全性を示す自己資本比率は17.80%となり国内基準で求められる4%を大きく上回り十分な水準を維持しております。

また、普通出資に対する配当率は年4%とさせていただきます。

これも偏に、会員の皆様方をはじめ、お取引先各位のお力添えの賜物と深く感謝申し上げます。

さて、令和5年度は当金庫の新中期経営計画（令和5年4月～令和8年3月）の初年度となります。計画に掲げた「支援力の強化と変革への挑戦」～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～をプロジェクトスローガンとして役職員一丸となり取り組む所存でございますので、なお一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 **小林 明宗**

【基本方針】

1. 中小企業並びに国民大衆のための金融機関として産業経済の繁栄に貢献することを目的とする。
2. 役職員は和協一致目的達成に努力する。

【経営方針】

1. 「コロナ禍」の影響を受けた経済活動や変化する社会構造に対応した経営と業務運営
2. 持続可能なビジネスモデルによる収益力強化
3. 「心理的安全性」を担保した「働きやすく、働きがいのある職場」づくり

【経営理念（中期経営計画）】

1. お客さまの「資金繰り支援」「本業支援」「経営改善支援」「事業承継・再生支援」などにより個人・地域社会の課題解決に努め持続可能な経営基盤の再構築を図る。
2. 人口減少・超高齢化といった地域社会の課題に相互扶助の経営理念と協同組織の特性や強みを活かし地域金融機関として地域から信頼を得られる活動を展開する。
3. 経営理念・経営方針に基づく行動の実践とコンプライアンス態勢の強化を図る。



シンボルマークの意味

みどり (MIDORI) の頭文字Mを図案化したものです。鳥が羽ばたくイメージによって躍動感を、連なる山々のイメージによって融合感を表現し、未来への飛躍・発展する当金庫の姿を表しています。カラーは中国山地に萌える新緑を思わせるような明るいグリーン。地域とともに実り豊かに成熟していくことを意味しています。

| | | |
|----------|-------------|--------|
| M | MIND | まごころ |
| I | INFORMATION | 情報 |
| D | DYNAMIC | 活力 |
| O | OUR | わたしたちの |
| R | REAL | 真実 |
| I | INNOVATION | 革新 |

CONTENTS

| | |
|---------------------------------|---|
| ごあいさつ | 1 |
| 基本方針、経営方針、経営理念、シンボルマークの意味、コンテンツ | 2 |

事業の概況

| | |
|---------------|------|
| 地域社会との関わり | 3~4 |
| 業績の概要 | 5~6 |
| SDGsへの取り組み | 7 |
| 地域密着型金融への取り組み | 8~10 |
| 1年間のトピックス | 11 |

みどりしんきんについて

| | |
|-------------------------------|-------|
| 組織体制 | 12 |
| 業務内容(商品・サービス)のご案内 | 13~18 |
| 各種手数料のご案内 | 19~20 |
| 店舗一覧 | 21 |
| 経営管理態勢について | 22~25 |
| マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた取り組み | 26 |
| 総代会制度について | 27~28 |

資料編

| | |
|------------|-------|
| 経営内容 | 29~39 |
| 不良債権等への対応 | 40 |
| 自己資本の充実の状況 | 41~46 |
| 沿革 | 47 |
| 索引 | 48 |

※本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。
※本資料の計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

地域社会との関わり



**広島みどり信用金庫は
地元の発展に尽くします。**

みどりしんきんは、広島県北地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の方々が会員となっており、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とされるお客様に、融資を通じて事業や生活の繁栄のお手伝いをするともに、地域経済の発展に努めております。

また、各種金融サービスの提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

〈 預金積金 〉

100,503百万円

お客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、目的や期間に応じて選択いただけますよう、新商品の開発や一層のサービス充実に努めております。



〈 出資金 〉

314百万円

8,000人を超える会員の皆様に支えられ、堅実な経営を行っております。



**みどり
しんきん**

【常勤役職員数】

82名

【店舗数】

9店舗

(注)各種計数は令和5年3月末現在のものです。

お客様・ 会員の皆様

【会員数】
8,039名

〈地域貢献活動〉

地域社会の一員として、豊かで活力ある社会の実現を願い、金融サービスの提供にとどまらず、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しております。

また、お客様の日常生活に役立つ「なんでも相談」専用ダイヤルを設置し、様々な相談にお応えしております。

〈各種支援サービス〉

お取引先企業、事業者への経営サポート等、地域密着型金融の推進に取り組んでおります。また、お客様の様々な課題解決のため、外部専門機関や専門家等を活用した支援（事業承継、販路拡大・経営改善支援、SDGs取組支援等）に取り組んでおります。

〈ご融資以外の運用〉

【有価証券】 47,193百万円
【預け金等】 18,194百万円

お預かりしている資金の一部は、有価証券や預け金等で運用しております。運用にあたっては、適切なリスク管理のもと、安全な運用に努めております。

〈貸出金〉

38,743百万円

お客様の様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に役立てるため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会へご融資としてご利用いただいております。

業績の概要

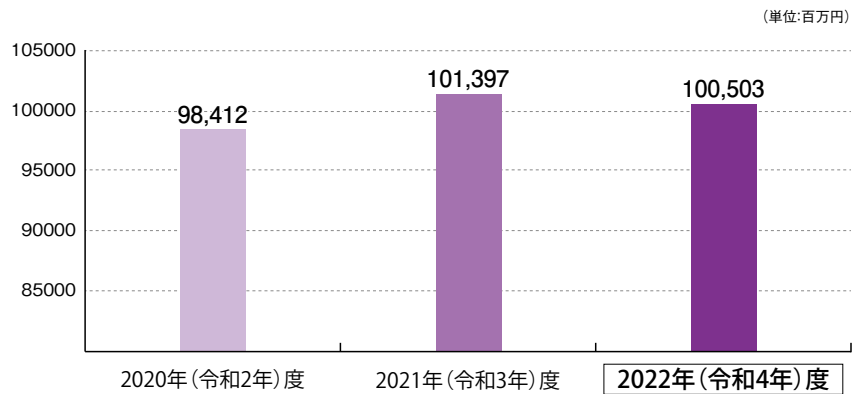
業績の概要

預金積金の残高

100,503百万円

預金積金の残高は、対前年度比894百万円減少の100,503百万円（減少率0.88%）となりました。

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

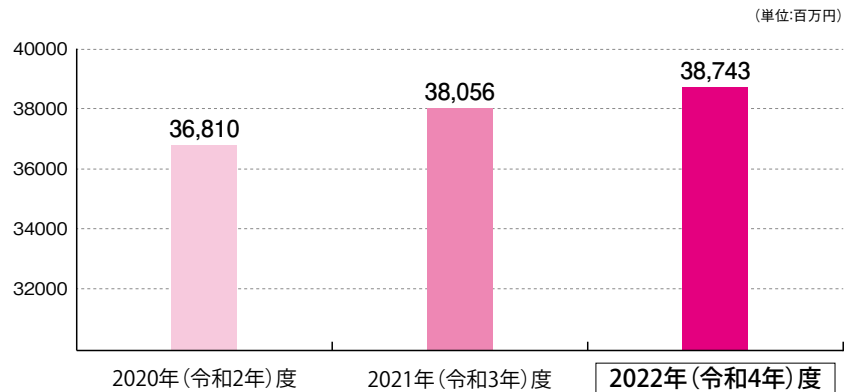


貸出金の残高

38,743百万円

貸出金の残高は、対前年度比686百万円増加の38,743百万円（増加率1.80%）となりました。

今後も地域経済の維持と発展のため、課題解決型金融の取組み等を進めてお客様の資金ニーズ等に的確にお応えしてまいります。



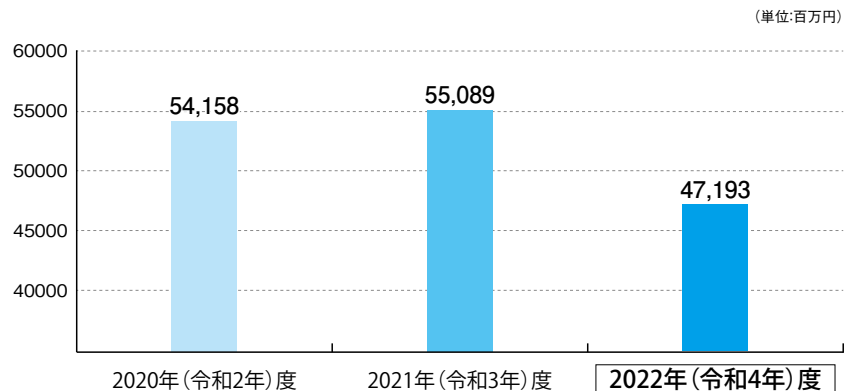
有価証券の残高

47,193百万円

お客様からお預かりした資金の一部は、有価証券で安全性を重視し堅実に運用しております。

〔その他有価証券で時価のあるもの〕 (単位:百万円)

| 区分 | 令和4年度 | | |
|---------|----------|--------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 評価差額 |
| その他有価証券 | 43,383 | 44,122 | △ 739 |
| 株式 | 466 | 259 | 206 |
| 債券 | 32,254 | 32,997 | △ 743 |
| その他 | 10,663 | 10,865 | △ 202 |



〔満期保有目的の債券で時価のあるもの〕 (単位:百万円)

| 区分 | 令和4年度 | | |
|-----------|----------|-------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 含み損益 |
| 満期保有目的の債券 | 3,797 | 3,484 | △ 312 |

収益の状況

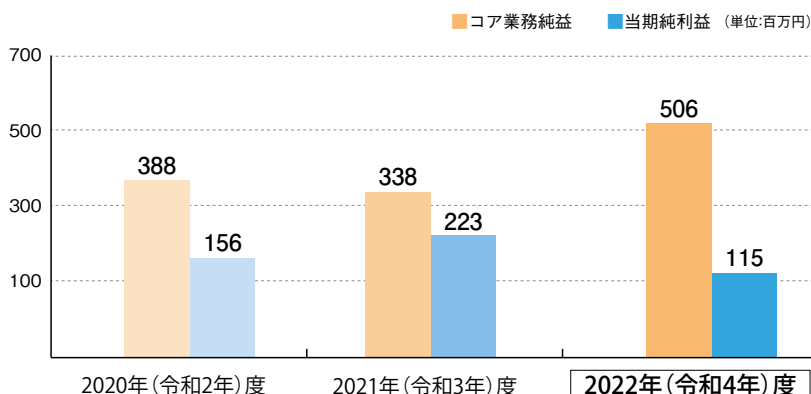
【コア業務純益】506百万円

【当期純利益】115百万円

損益の状況は、効率的な資金運用と経費削減に努めるとともに適正な諸引当等を行った結果、コア業務純益506百万円（対前年度比167百万円増加）、当期純利益115百万円（対前年度比107百万円減少）と増収減益となりました。

コア業務純益とは

貸出金や有価証券等の受入利息や手数料等の収入から、預金等の支払利息や支払手数料、経費等を差し引いた「業務純益」より、一般貸倒引当金繰入額および国債等債券の損益を控除したもので、金融機関本来の事業活動による利益を表しております。

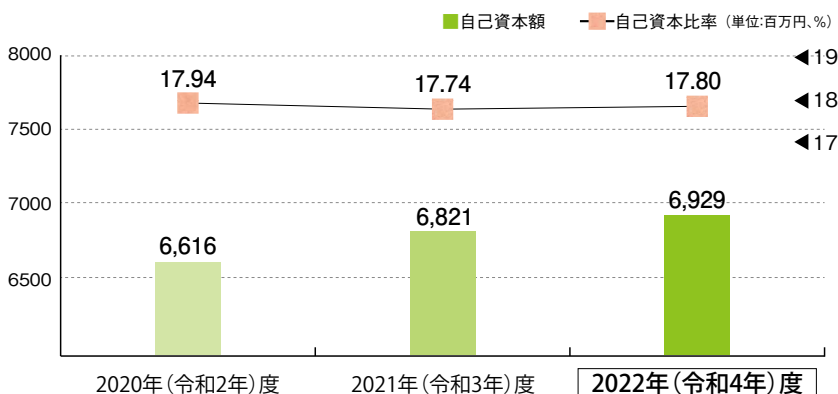


自己資本の状況

【自己資本比率】17.80%

自己資本額は、対前年度比108百万円増加の6,929百万円となりました。永年の利益からの蓄積である内部留保（無コスト資金）を中心に自己資本の増強をはかっており、自己資本の内容は充実しております。

また、金融機関の健全性を示す代表的な指標である自己資本比率は17.80%（対前年度比0.06ポイント上昇）とし、自己資本比率規制における国内基準の4%を大幅に上回る高い水準を維持しております。



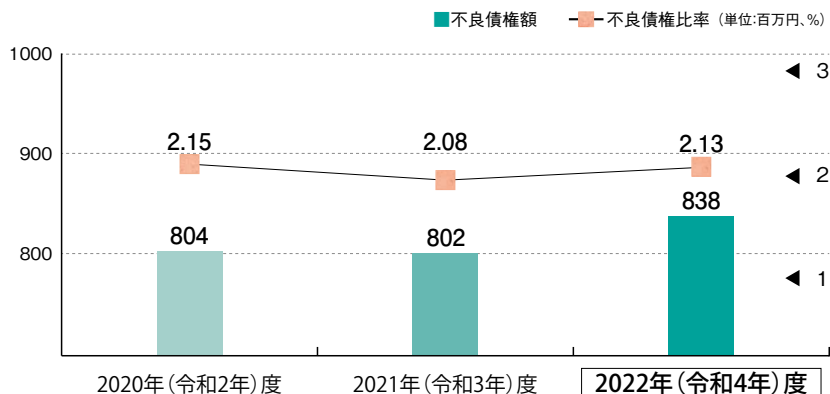
不良債権の状況

【不良債権比率】2.13%

不良債権額は、対前年度比36百万円増加し、838百万円となりました。

この結果、総与信に占める開示債権の不良債権比率は、対前年度比0.05ポイント悪化し2.13%となりましたが、法令等に基づき厳格な償却・引当を行っており、経営の安全性に問題ありません。

今後におきましても、資産の健全性をより強固なものとするため、一層、リスク管理の徹底・強化に努めてまいります。



SDGsへの取り組み

当金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し、「地域の繁栄」、「みんなの幸福」、「地球環境の保全」を3つのテーマとして、地域とともに未来へ歩み続ける地域金融機関を目指します。

SDGsとは【Sustainable Development Goals】：「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という基本理念のもと国境を越えた世界共通の目標として、2030年までに達成を目指す17の目標と169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて政府だけでなく自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。



みどりしんきんSDGs宣言

1. 地域の繁栄

みどりしんきんは、中小企業および地域住民のニーズ課題に応じ、金融サービスまたは各種の課題解決手段等の提供を行うことで、地域経済の発展・持続的な成長に貢献してまいります。

主な取り組み

- 経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチング等への取り組み
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- 若手経営者の会（みどりしんきんSBC）の組織
- みどりしんきんSBC会員に対する融資商品「SBCスーパーファイナンス」の取扱い
- 庄原市キャッシュレス決済推進協議会と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の成長と地域経済の活性化
- 保証協会・信金中央金庫等との連携による勉強会の実施



2. みんなの幸福

少子高齢化が進むなかで、みどりしんきんはシニア世代や子どもを中心に、きめ細かなサポートサービスの実践を通じて、地域の皆様の豊かな暮らしの実現に取り組んでまいります。

主な取り組み

- 地域行事やボランティア活動への参加
- 高齢者安心サポートサービス「ハートフル安心サポート」の取り組み
- 特殊詐欺被害防止への取り組み
- 高等学校への出張授業「金融・経済教室」の実施
- 広島県子育て支援イクちゃんサービスへの参加
- 社会貢献債（ソーシャルボンド）への投資
- 昼休業の導入による働き方改革の推進
- 「心身ともに健康で働ける職場づくりと健康経営」への取り組み



3. 地球環境の保全

気候変動・地球温暖化などの環境問題は、地域のみならず人類共通の課題です。みどりしんきんは、社会全体の環境保全に向けたCSR（環境への取り組み）はもちろんのこと、環境問題に配慮した投資を推進し、地域環境の保全に努めてまいります。

主な取り組み

- 店舗への太陽光発電の設置
- クールビズ、ウォームビズの実施
- 使用電力量の削減
- ペーパーレス化への取り組み
- 環境配慮型通帳の導入
- ESG投資※の推進



※「ESG投資」とは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の3つの観点から企業の将来性や持続性を分析・評価した上で、投資先（企業等）を選別する方法のことです。SDGsを2030年までに全て達成するには膨大な資金が必要であり、その資金調達手段のひとつとしても期待されております。また、ESG投資を推進することは、将来の私たちの生活を持続可能にすることにもつながります。

地域密着型金融への取り組み

当金庫は、お取引先企業等への定期訪問から、企業ライフステージにおける様々な課題・ニーズ等を的確に把握することに努め、課題解決のための適切なサービス・商品を提供するなど、お客様の発展に寄与することを旨とした金融仲介機能の発揮に努めております。

地域活性化のための取り組み



● 広島県よろず支援拠点 オンラインサテライト室開設

よろず支援拠点を運営する公益財団法人ひろしま産業振興機構と令和4年8月30日に「連携・協力に関する覚書」の締結を行いました。

その取り組みの一環として、令和4年9月1日によろず支援拠点のオンラインサテライト室を「本店営業部」と「十日市支店」にそれぞれ開設いたしました。同室では中小企業診断士などの専門家が、販路拡大の方法や補助金活用方法などあらゆる経営上の相談にお応えしております。



● 合同ビジネス商談会開催



広島県信用組合および株式会社商工組合中央金庫と合同で対面形式の「合同ビジネス商談会」を開催いたしました。この商談会は、日本全国と海外に販路を持つバイヤーとの商談を通じて、地域事業者の販路拡大へ繋げる支援を行うためのものです。

● SBCの活動



地域の次世代を担う「若手経営者の会（みどりしんぎんSBC）」を組織し、異業種交流や体験発表研修会等を通じて、後継者の育成や人的ネットワークづくりのお手伝いを行っております。

● 地域金融円滑化への取り組み

地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な課題の一つであると認識し、適切なリスク管理体制のもと、金融仲介機能の発揮に真摯に取り組んでまいります。

● 経営者保証への対応

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務データ等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

【令和4年度実績】

| | |
|--------------------------------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 62件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 26.27% |
| 保証契約を解除した件数 | 13件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 | 0件 |

地域密着型金融への取り組み

豊かな街づくりへの取り組み



● 「なみか・ほろか」チャージ機設置

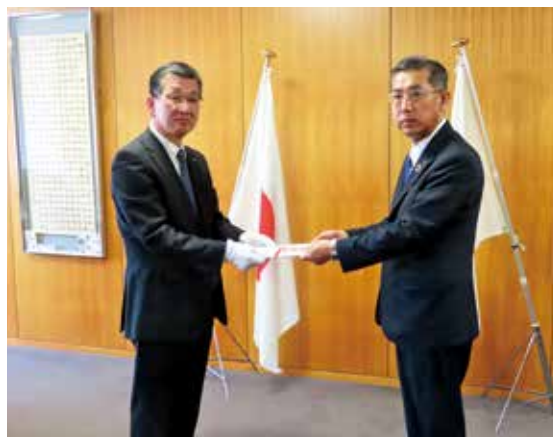
本店営業部ロビー内に「なみか・ほろか」カード電子マネーチャージ専用機を令和4年9月30日に設置し、令和4年10月3日より運用開始いたしました。

庄原市キャッシュレス事業を通じて、地域経済の活性化や住民サービス向上に取り組んでおります。



● 庄原市民会館への記念品贈呈

令和5年4月1日庄原市民会館リニューアルオープンにあたり、令和5年3月30日に庄原市へデジタルサイネージ一式を寄贈しました。



● 出張授業「金融・経済教室」の開催

高等学校の金融教育を支援する目的で野村ホールディングス会社や野村証券株式会社と連携し、庄原市および三次市内の高校に出張授業「金融・経済教室」を開催いたしました。



(場所：西城紫水高等学校)



(場所：東城高等学校)

● 特殊詐欺等の被害防止

特殊詐欺を未然に防いだとして、庄原警察署から令和4年10月7日に本店営業部、令和5年2月16日に比和支店へ感謝状が贈られました。



● なんでも相談・高齢者安心サポート

お客様満足度の向上を重視した経営態勢を確立するため、本来の金融サービスはもちろん、お客様の日常生活に役立つ「なんでも相談」専用ダイヤルを設置するなど様々な相談にお応えしております。

当金庫で年金を受給されている方を対象に、現金の引き出しや支払いなどの手続きができない方に対して見守り活動を重ねた「高齢者安心サポート」の取扱いを行っております。



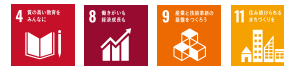
● ボランティア活動

地域社会の一員として豊かで活力のある地域社会の実現を願い、金融サービスの提供にとどまらず、地域行事やボランティア活動に積極的に参加しております。



地域密着型
金融への取り組み

当金庫職員のスキル向上への取り組み



お取引先企業のライフステージに応じた質の高い金融サービスを提供するため、職員のコンサルティング能力向上にかかる金庫内研修やオンラインを活用した外部研修・セミナーを積極的に取り組んでおります。

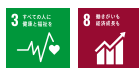


経営課題解決プログラム



職員向け認知症サポーター研修

健康経営への取り組み



令和4年に続き、令和5年3月8日に経済産業省及び日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」により、「中小規模法人部門」における「健康経営優良法人2023」の認定を受けました。

これからも健康経営の取り組みを推進し、職員が健康でいきいきと働ける職場をつくることによって、お客様へのより質の高いサービスの提供を実現することを目指してまいります。



1年間のトピックス

令和4年 4月

- 新入職員入庫式
- 「庄原市キャッシュレス決済応援融資」取扱開始
- 業務災害補償保険「ビジネスプラン」取扱開始

令和4年 6月

- 第74期通常総代会

令和4年 7月

- 「職域フリーローンモア WEB 完結型」取扱開始
- 広島県内4しんきん共同企画マイカーローンキャッシュバックキャンペーン（7/1～9/30）
- 企業総合賠償責任保険および建設業総合賠償責任保険「ビジネスプロテクター」取扱開始

令和4年 8月

- 公共財団法人ひろしま産業振興機構との「連携・協力に関する覚書」の締結

令和4年 9月

- 広島県よろず支援拠点オンラインサテライト開設
- 「みどりしんきんSDGs取組支援サービス」取扱開始
- 「みどりしんきんSDGsサポートローン」取扱開始
- 庄原市社会福祉協議会フードバンクへの食料品贈呈式
- 「事業者支援セミナー in 庄原」参加
- 「なみか・ほろか」カード電子マネーチャージ専用機の設置



フードバンクへの食料品贈呈式

令和4年 10月

- 「フリーローンプレミアム」取扱開始
- Instagram 採用アカウント開設
- 役職員グラウンドゴルフ大会の開催



役職員グラウンドゴルフ大会の開催

令和4年 11月

- 電子手形交換取扱開始
- SBC 11月例会「会員体験発表会」開催

令和4年 12月

- 2022 “よい仕事おこし” フェア参加
- 広島県しんきん事業承継ネットワークによる「事業承継オンラインセミナー」開催

令和5年 1月

- 株式会社ライトアップ業務提携による「補助金・助成金自動診断システム“Jシステム”導入

令和5年 2月

- ホームページリニューアル
- 広島県信用組合・商工組合中央金庫との「合同ビジネス商談会」開催

令和5年 3月

- 健康経営優良法人 2023（中小企業法人部門）認定取得
- 第40回中国地区信用金庫協会ロールプレイング大会出場
- SBC 3月例会「講演会」開催
- 庄原市民会館への記念品贈呈式



中国地区ロールプレイング大会出場

組織体制

当金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

- (1) 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
- (2) 銀行引受手形、商業手形および電子記録債権等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

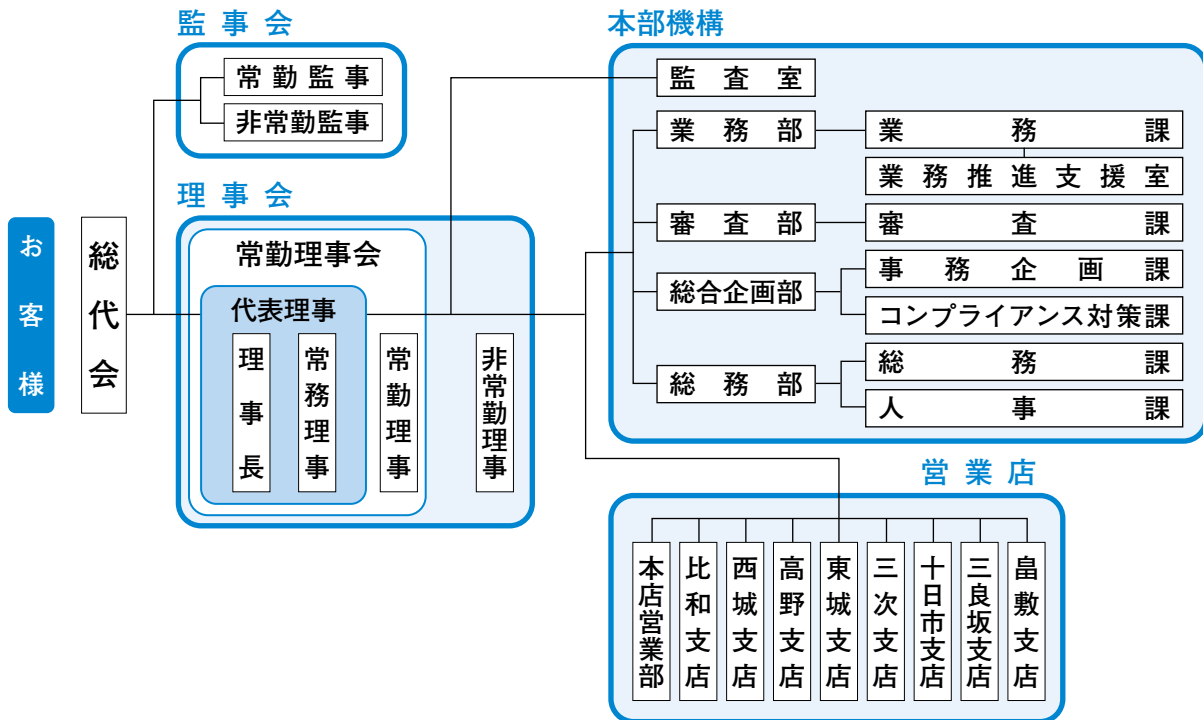
4. 為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

5. 附帯業務

- (1) 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
 - ④ 中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構の代理店業務
- (2) 貸金庫業務
- (3) 債務の保証
- (4) 国債等公共債の窓口販売
- (5) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- (6) 信託業務を営む金融機関の業務の媒介
- (7) スポーツ振興くじの払戻業務
- (8) 電子債権記録業に係る業務
- (9) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務

組織図 （令和5年7月1日現在）



役員一覧 （令和5年7月1日現在）

| | | | | | |
|----------------|---------|------|-----------------------|------|-----------------------|
| 理事長 (代表理事) | 小林 明 宗 | 常勤理事 | 伏 谷 康 則 | 常勤監事 | 井 澤 一 憲 |
| 常務理事 (代表理事) | 畠 山 一 之 | 理 事 | 奥 井 智 裕 ^{※1} | 監 事 | 三 浦 益 隆 |
| 常務理事 (代表理事) | 田 邊 篤 博 | 理 事 | 西 田 英 司 ^{※1} | 員外監事 | 光 井 俊 明 ^{※2} |
| 常勤理事 | 大 田 幸 弘 | 理 事 | 八 谷 尚 幸 ^{※1} | | |

(※1) 理事 奥井智裕、西田英司、八谷尚幸は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 監事 光井俊明は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

業務内容 (商品・サービス) のご案内

預金業務

| 種類 | 内容と特色 | 期間 | お預入金額 |
|----------|---|---------------------------------------|---------------------|
| 総合口座 | 普通預金、定期預金、自動融資などのセットで、貯める・受取る・使う・借りるの4つの機能が1冊で利用できる便利な口座です。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 普通預金 | 給与・年金の自動受取り、公共料金・クレジットカードの自動支払いなど、家計簿代わりにご利用いただけます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 無利息型普通預金 | | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 貯蓄預金 | 残高に応じて適用利率が設定される預金です。スイングサービス（普通預金からの自動振替）もご利用いただけます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 納税準備預金 | 納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息は非課税です。 | 納税時引出し | 1円以上 |
| 通知預金 | まとまった資金の短期運用に最適な預金です。 | 据置期間 7日以上 | 10,000円以上 |
| 当座預金 | 商取引等に必要な資金管理と、手形や小切手のお支払いがご利用になれます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| スーパー定期預金 | 短期の貯蓄設計から最長10年と幅広い貯蓄設計に対応できる預金です。 | 1ヵ月以上 10年以内 | 100円以上 1,000万円未満 |
| 変動金利定期預金 | 適用金利が6ヵ月ごとに金利動向に応じて見直しとなる預金です。 | 1年・2年・3年 | 100円以上 |
| 期日指定定期預金 | お得な1年複利で、お預入期間に応じた利率が適用され、据置期間（1年）を経過後はいつでもお引出しできます。 | 最長3年 (据置期間1年) | 100円以上 300万円未満 |
| 大口定期預金 | まとまった余裕資金をより有利に運用できます。 | 1ヵ月以上 10年以内 | 1,000万円以上 |
| 定期積金 | 目的に合わせて毎月決まった金額を積み立てる商品で、お客様の貯蓄プランをお手伝いします。 | 6ヵ月以上 10年以内 | 1,000円以上 |
| 財形貯蓄 | 給与、賞与からの天引きによる資産形成ができる預金です。一般財形預金、財形年金預金、財形住宅預金の3種類があります。 | 【一般財形】 3年以上 【財形年金・財形住宅】 5年以上 | 1,000円以上 |

※期間限定の商品や個人のお客様のみご利用いただける商品もございますので、詳しくは、窓口または渉外担当にお問合せください。



おかげさまで生誕30周年記念 定期預金



当金庫は地域の皆様に支えられ、おかげさまで生誕30周年を迎えることができました。感謝の思いを込め、特別金利の定期預金をご用意しました。

募集期間 令和5年7月3日～令和5年12月29日

※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

夢応援定期積金 夢の架け橋



家族のために、自分のために、目的に合わせた計画的な備えを、5年以上10年以下の長い積立を特別金利でご用意しました。

募集期間 令和5年4月3日～令和6年3月29日

※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

パートナー積金 二人三脚



当金庫と職域パートナー協定を締結している事業所にお勤めの方専用の定期積金です。

募集期間 令和5年1月4日～令和5年12月29日

※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

がん検診応援定期預金 ふせがんと



がん検診受診率向上を目指し「がん検診を受診された方」または「がん検診無料クーポン券の発行を受けられた方」を対象とした定期預金です。店頭表示金利に年0.05%上乗せいたします。

募集期間 令和5年4月3日～令和6年3月29日

※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

業務内容
商品・サービス
のご案内

業務内容 (商品・サービス) のご案内

融資業務

主な個人向けローン

| 種 類 | | 内 容 と 特 色 | ご融資期間 | ご融資金額 |
|-------------------|-------------------------|--|--|---------------------------|
| 住 宅 関 連 | みどりしんきん住宅ローン | マイホームの新築、購入 (中古住宅も可)、増改築、住宅建築用地の購入、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。 | 1年以上 35年以内 | 50万円以上 1億円以内 |
| | 無担保住宅ローン | 担保・保証人不要でマイホームの新築、購入 (中古住宅も可)、増改築、住宅建築用地の購入、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。 | 3ヵ月以上 20年以内 | 1,500万円以内 |
| いい値!マイカーローン | | 新車・中古車の購入から、車検・免許取得費用・車庫設置費用まで車に関連した資金を対象にご利用いただけます。 | 3ヵ月以上 10年以内 | 1,000万円以内 |
| いい値!マイカーローンWEB完結型 | | インターネットのみでお申込からご契約まで完結する便利なローンです。新車・中古車の購入から、車検・免許取得費用・車庫設置費用まで車に関連した資金を対象にご利用いただけます。 | 3ヵ月以上 10年以内 | 1,000万円以内 |
| 教 育 プ ラ ン | | 大学、短大、専門学校などへの入学、または在学に必要な資金にご利用いただけます。 | 3ヵ月以上 16年以内 | 1,000万円以内 |
| 教 育 カ ー ド ロ ー ン | | 入学金、授業料、書籍代等の教育関連資金専用のカードローンです。入学前、在学中にご利用いただけます。卒業などで在学期間を経過した場合には証書貸付に切り替えてご返済いただくローンです。 (※1) 同一のお申込人で複数の子弟等の方にご利用の場合、ご融資金額は契約極度額の総額500万円以内 (※2) 医学部・薬学部等6年制大学等、在学期間が4年を超える場合、ご融資期間は7年以内 | 【カードローン期間中】 5年以内(※2) 【証書貸付期間中】 3ヵ月以上 10年以内 | 50万円以上 300万円以内 (※1) |
| 福 祉 介 護 プ ラ ン | | 介護が必要な方のために機器などの購入や、施設への入居費用などにご利用いただけます。 | 3ヵ月以上 10年以内 | 500万円以内 |
| お 使 い み ち 自 由 | シニアライフローン | 当金庫で年金をお受け取りいただいている方の専用のローンです。年金受取月の隔月返済が可能です。 | 3ヵ月以上 5年以内 | 100万円以内 |
| | フ リ ー ロ ー ン | 目的はいろいろ、ご自由にご利用いただけます。クレジット、信販会社、消費者金融等の借換資金としてもご利用いただけます (個人事業主の方の事業資金も対象となります)。 | 3ヵ月以上 10年以内 | 500万円以内 (1万円単位) |
| | スーパーフリーローン | | 3ヵ月以上 10年以内 | 10万円以上 300万円以内 |
| | フ リ ー ロ ー ン モ ア | | 10年以内 | 10万円以上 1,000万円以内 |
| | ドリームファミリーローンみどりの大黒柱 | 目的はいろいろ、ご自由にご利用いただけます。クレジット、信販会社、消費者金融等の借換資金としてもご利用いただけます (事業資金は対象外です)。 | 6ヵ月以上 10年以内 | 10万円以上 500万円以内 |
| | フ リ ー ロ ー ン プ レ ミ ア ム | | 6ヵ月以上 10年以内 | 10万円以上 1,000万円以内 |
| | カ ー ド ロ ー ン | 普通預金にお借入れ限度額をセットしておき、急な出費等の際に自由にご利用いただけます。 | 3年 (更新審査後3年毎に自動更新) | 10万円以上 100万円以内 |
| | 子 育 て 応 援 『イクちゃんカードローン』 | 子育て応援事業として、18歳以下のお子様をお育ての方を対象としたカードローンです。 | 3年 (更新審査後3年毎に自動更新) | 10万円以上 100万円以内 |
| 職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン | | 当金庫と職域パートナー協定を締結している事業所にお勤めの方の限定商品で、自動車関連資金、消費財購入資金、教育関連資金にご利用いただけます。 | 3ヵ月以上 10年以内 | 500万円以内 |

※お申込みの際には、商品の内容を窓口または渉外担当にお問合せください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

みどりしんきん 住宅ローン

| 返済期間 | 元金 | 元金 | 元金 |
|------|-------|-------|-------|
| 3年 | 2.85% | 0.95% | 0.85% |
| 5年 | 2.95% | 1.20% | 1.10% |
| 10年 | 3.25% | 1.40% | 1.25% |

マイホームの新築、購入（中古住宅も可）、増改築や他金融機関からの借換え、ならびに土地購入資金にご利用いただけます。定住支援や子育て支援を目的とした金利優遇プランをご用意しております。

いい値！ マイカーローン

自動車購入、車検費用、 車庫整備など

新車、中古車の購入から車検、免許取得費用、車庫設置費用まで車に関するあらゆる資金にご利用いただけます。

教育プラン

入学金、授業料、 マンション家賃など

大学・短期大学・専修学校等への入学、または在学に必要な資金にご利用いただけます。

■主な事業者向けローン

| 種類 | 内容と特色 |
|--------------|--|
| 一般融資 | 運転資金・設備資金等あらゆる資金ニーズにお応えするよう努めています。 |
| 農業専用融資（豊作くん） | 広島県農業信用基金協会の保証により、地元農業者の方にご利用いただけます。 |
| 事業者カードローン | 事業者専用のカードローンです。事業用に関する資金にご契約金額まで反復してご利用いただけます。 |

※このほか、広島県・庄原市・三次市の制度融資もご利用いただけます。お申込みの際には、窓口または渉外担当にお問合せください。



業務内容
（商品・サービス）
のご案内

業務内容 (商品・サービス) のご案内

為替業務

| 種類 | 内容と特色 |
|-------|---|
| 振込・送金 | 当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行等へ送金・振込ができます。学費や家賃など毎月同一金額を振込む場合、一回のお手続きでご指定の口座から自動的にお振込みをするサービスもあります。 |
| 代金取立 | 手形・小切手などを取立し、お客様の預金口座にご入金いたします。 |
| 外国為替 | 外国への資金の送金ができます（信金中央金庫への取次業務）。 【取扱店舗】本店営業部 |

証券業務

| 種類 | 内容と特色 |
|----------|-----------------------|
| 公共債の窓口販売 | 個人向け国債を窓口でお取扱いをしています。 |

保険業務

| 種類 | 内容と特色 |
|--------|--|
| 保険窓口販売 | 生命保険（個人年金保険・終身保険・医療保険・がん保険）、損害保険（火災保険・障害保険・企業総合賠償責任保険等）の販売業務のお取扱いをしています。 |

代理業務

| 種類 | 内容と特色 |
|--------|--|
| 代理貸付業務 | 信金中央金庫や住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付を行っております。 |
| その他 | 小規模企業共済掛金の取扱い、中小企業倒産防止共済の取扱い、建設業退職金共済制度の証紙販売等を行っております。 |

サービス業務

| 種類 | 内容と特色 |
|---------------|--|
| 自動受取り | 給与・年金・配当金などが、ご指定の口座で自動的にお受取りできます。 |
| 自動支払い | 公共料金・税金・保険クレジット代金などが、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。 |
| 全国キャッシュサービス | みどりしんきんのキャッシュカードは、全国の金融機関やゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イオン銀行のATMでご利用いただけます。 ※所定の手数料が必要です。 ※ご利用時間は8時から21時までです（ATMコーナーにより時間帯が異なる場合があります）。 |
| しんきんゼロネットサービス | しんきんキャッシュカードなら、全国のしんきんATMでも、平日のご利用手数料が無料となります。 ※平日の8時45分から18時までの入出金が対象です。 |
| ひろしまネットサービス | 広島銀行・もみじ銀行・広島信金・呉信金・しまなみ信金・JAバンク広島間で、ATMによる出金取引が無料となります。※平日の8時45分から18時までが対象です。 |
| デビットカードサービス | デビットカード加盟店でショッピングをされた際、キャッシュカードでお支払いできます。 |
| クレジットカード | 「しんきんVISAカード」「しんきんJCBカード」を取り扱いしております。ショッピングやキャッシングなどにご利用いただけます。 |

| 種 類 | 内 容 と 特 色 |
|--------------|---|
| しんきん通帳アプリ | スマートフォンを通じてアプリ上で残高照会・入出金明細などをご利用いただけます。 |
| インターネットバンキング | パソコンやスマートフォンなどを通じて、インターネット上で残高照会・入出金明細照会・振込などをご利用いただけます。 |
| でんさいネット | パソコンを通じて、インターネット上で電子記録債権の発生・譲渡・開示などをご利用いただけます。 ※事業者向けの決済サービスです。 |
| スポーツくじのお支払い | スポーツくじ (toto) の当選金をお支払いいたします。 【取扱店舗】本店営業部・十日市支店 |
| 夜間金庫 | 当金庫の営業時間外や休業日でも、お店の売上金などをその日のうちに安全にお預かりいたします。 【取扱店舗】本店営業部・十日市支店・三良坂支店・畠敷支店 |
| 貸金庫 | 有価証券や重要書類、宝石など大切な財産を安全に保管し、災害や盗難からお守りします。 【取扱店舗】本店営業部 |

その他業務

| 種 類 | 内 容 と 特 色 |
|------------------|---|
| 国民年金基金 | 自営業の皆様がゆとりある老後を過ごすことができるよう公的年金を補完する制度として国民年金基金のお取扱い（媒介）をしております。 |
| 個人型確定拠出年金（iDeCo） | 税制優遇を受けられる私的年金制度のiDeCoのお取次ぎをしております。 |

個人型確定拠出年金 (iDeCo)



人生100年時代。人生がますます長くなると、老後への備えもこれまで以上に大切になってきます。しんきんiDeCoで、無理のない資産形成をはじめませんか。

しんきん通帳アプリ



スマートフォンを通じて、いつでも、どこでも、預金残高と入出金明細を確認いただけます。



業務内容
のご案内

● 商品のご利用に際してご留意いただく事項

1. 預金・ローンなどの商品につきましては、金利変動ルールなどそれぞれの商品の特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご返済につきましては、ご契約上の規定、ご返済方法（返済日、返済金額など）、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。
3. 各商品紹介については、令和5年7月1日現在の内容であり、各商品のご利用時点での詳細につきましては、窓口までお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いたします。
4. ローンのお申込に際しましては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

各種手数料のご案内

■ 振込手数料（1件あたり）

| 振込の種類 | 金額の区分 | | 手数料 | | |
|-------------|-------|-------|------|-------|------|
| | | | 窓口利用 | ATM利用 | |
| | | | | カード利用 | 現金振込 |
| 当金庫 自店内宛 | 会員 | 3万円未満 | 220円 | 無料 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 440円 | 無料 | 220円 |
| | 非会員 | 3万円未満 | 330円 | 無料 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 550円 | 無料 | 220円 |
| 当金庫 本支店宛 | 会員 | 3万円未満 | 330円 | 無料 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 440円 | 無料 | 220円 |
| | 非会員 | 3万円未満 | 330円 | 無料 | 110円 |
| | | 3万円以上 | 550円 | 無料 | 220円 |
| 他行庫宛 | 会員 | 3万円未満 | 660円 | 330円 | 495円 |
| | | 3万円以上 | 880円 | 440円 | 715円 |
| | 非会員 | 3万円未満 | 660円 | 385円 | 495円 |
| | | 3万円以上 | 880円 | 605円 | 715円 |

■ 為替自動振込手数料

| 振込の種類 | 金額区分 | 手数料 |
|------------|-------|------|
| 当金庫 本支店 | 3万円未満 | 110円 |
| | 3万円以上 | 220円 |
| 上記以外 | 3万円未満 | 385円 |
| | 3万円以上 | 440円 |

■ 代金取立手数料

| 取立区分 | 手数料 |
|--------|--------|
| 当金庫本支店 | 440円 |
| 電子交換 | 660円 |
| 個別取立 | 1,100円 |

■ 組戻し等手数料

| 種類 | 手数料 |
|-----------|--------------|
| 送金・振込の組戻料 | 1件につき 1,100円 |
| 不渡手形返却料 | 1通につき 1,100円 |
| 取立手形組戻料 | 1通につき 1,100円 |

■ 発行手数料

| 種類 | 手数料 |
|---|----------------|
| 再発行手数料 (通帳・証書・キャッシュカード) | 1件 1,100円 |
| キャッシュカード発行手数料 (同一顧客に対する2枚目以降の発行) | 1件 1,100円 |
| 証明書発行手数料 (預金・貸出金残高等各種証明書) | 1件 550円 |
| 口座開設手数料 (破産管財人口座、相続財産管理人口座他) ^{*1} | 開設の都度 11,000円 |
| 融資証明書発行手数料 | 1枚 5,500円 |
| 自己宛小切手発行手数料 | 1枚 550円 |
| 約束手形・為替手形 | 1冊(25枚) 880円 |
| 小切手 | 1冊(50枚) 1,320円 |

※1 ① 破産管財人口座または民事再生手続き、会社更生法手続きに関する口座
② 相続財産管理人口座 ③ 不在者財産管理人口座

■ インターネットバンキング振込手数料

| 項目 | 内容 | 手数料 | |
|---------------|---------|-------|------|
| 振込 (1件あたり) | 当金庫自店内宛 | 3万円未満 | 無料 |
| | | 3万円以上 | 無料 |
| | 当金庫本支店宛 | 3万円未満 | 無料 |
| | | 3万円以上 | 無料 |
| | 他行庫宛 | 3万円未満 | 275円 |
| | | 3万円以上 | 330円 |

■ 全自動貸金庫(貸金庫カードと鍵でご利用できます。)

| 種類 | 内容 | 年間使用料 |
|-----|-----------------------|---------|
| 第1種 | 高さ6.5cm 幅26cm 奥行45cm | 13,200円 |
| 第2種 | 高さ10.5cm 幅26cm 奥行45cm | 15,840円 |

■ 夜間金庫

| 種類 | 手数料 |
|-------|---------------|
| 利用手数料 | 1ヵ月につき 2,200円 |

■ 融資事務手数料

| 種類 | 手数料 |
|---|---------------|
| 住宅ローン事務取扱手数料 | 1件につき 33,000円 |
| 条件変更の事務手数料 ※住宅ローン及び事業性融資が対象 | 1件につき 5,500円 |
| 繰上返済手数料 (証書貸付で約定返済金があるものが対象) ※住宅ローン及び事業性融資が対象 | |
| 繰上償還金額300万円未満 | 1件につき 11,000円 |
| 繰上償還金額300万円以上 | 1件につき 33,000円 |
| 不動産担保調査手数料 (住宅ローンを除くものが対象) | |
| 担保設定額5,000万円未満 | 1件につき 22,000円 |
| 担保設定額5,000万円以上 | 1件につき 33,000円 |

■ その他手数料

| 種類 | 手数料 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 取引履歴調査料 | 1顧客につき 550円 |
| 未利用口座管理手数料 | 1年間につき 1,320円 |
| アンサー | 1ヵ月につき 1,100円 |
| ホームバンキング(HB) | 1ヵ月につき 1,100円 アンサーと併用の場合 1,100円 |
| 個人インターネットバンキング | 1ヵ月につき 無料 |
| 個人インターネットバンキング ソフトウェアトークン利用手数料 | 1ヵ月につき 無料 |
| 個人インターネットバンキング ハードウェアトークン発行手数料 | 発行・交換時 1,100円 |
| 法人インターネットバンキング (データ伝送サービス) | 1ヵ月につき 2,750円 オンラインサービスのみ 1,100円 |
| 法人インターネットバンキング ハードウェアトークン発行手数料 | 発行・交換時 1,100円 |
| 個人情報開示手数料 | 1項目につき 880円 |
| 株式払込手数料(保管証明書付) | 払込金額 × 2.5 / 1,000 × 110% |

■ 硬貨両替・窓口入金手数料

| 両替枚数 | 手数料 | 両替・入金枚数 | 手数料 |
|---|------|--------------------------|--------------|
| | | | |
| 501枚～1,000枚 | 200円 | 51枚～300枚 | 110円 |
| 1,001枚～1,500枚 | 300円 | 301枚～500枚 | 220円 |
| 当金庫のキャッシュカードの使用により、1日1回に限り50枚まで無料。 1,500枚を超える両替のお取り扱いはできません。 | | 501枚～1,000枚 | 330円 |
| | | 1,001枚以上 | 500枚毎に330円加算 |
| | | お持込み金額が不明な場合はお取り扱いできません。 | |

■ ATM取引手数料

| 使用カード | 平日 | | 土曜日 | | | 日曜 祝日 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|
| | 18時 まで | 18時 以降 | 14時 まで | 14時～ 17時 | 17時 以降 | |
| 当金庫カード | 無 料 | 110円 | 無 料 | 110円 | 110円 | 110円 |
| 他信用金庫カード | 無 料 | 110円 | 無 料 | 110円 | 110円 | 110円 |
| ゆうちょ銀行カード | 110円 | 220円 | 110円 | 220円 | 220円 | 220円 |
| 銀行・JA・信組・労金カード | 110円 | 220円 | 110円 | 220円 | 220円 | 220円 |
| ひろしまネットサービス | 無 料 | 110円 | 110円 | 110円 | 110円 | 110円 |
| キャッシング | 無 料 | 110円 | 無 料 | 110円 | 110円 | 110円 |
| 当金庫カード | 無 料 | 無 料 | 無 料 | 無 料 | 無 料 | 無 料 |
| 他信用金庫カード | 無 料 | 110円 | 無 料 | 110円 | 110円 | 110円 |
| ゆうちょ銀行カード | 110円 | 220円 | 220円 | 220円 | 220円 | 220円 |
| 信組・労金カード | 110円 | 220円 | 110円 | 220円 | 220円 | 220円 |

- ①土曜日と祝日が重なった場合、祝日の手数料になります。
- ②ATMでの出金1日あたりの最高取引限度額は、個人50万円・法人200万円です。
- ③当金庫口座を給与振込指定されているお客様が、その口座から平日18時以降に当金庫ATMにて出金取引された場合、一旦手数料110円を徴求しますが、翌月15日に返却いたします。

【でんさいネット利用手数料一覧表】

■ 基本手数料

| 利用種別 | 内 容 | 手数料 |
|---------|------------------|--------|
| 債務者利用方式 | 「でんさい」の支払口座がある場合 | 1,100円 |
| 債権者利用方式 | 「でんさい」の受取口座のみの場合 | 無 料 |

■ 各種取引1件あたりの手数料

| 取引種類 | 内 容 | 当金庫手数料 | | | |
|-----------------|---|-----------|------|------------|--------|
| | | インターネット利用 | | 店頭代行処理(書面) | |
| | | 当金庫宛 | 他行庫宛 | 当金庫宛 | 他行庫宛 |
| 発生記録(債務者請求) | 債務者が「でんさい」を発生させる取引(記録) | 330円 | 660円 | 1,100円 | |
| 発生記録(債権者請求) | 債権者が「でんさい」を発生させる取引(記録) | 330円 | 660円 | 1,100円 | |
| 譲 渡 記 録 | 「でんさい」を全額譲渡する取引(記録) | 220円 | 440円 | 1,100円 | |
| 分割譲渡記録 | 「でんさい」の一部を譲渡する取引(記録) | 220円 | 440円 | 1,100円 | |
| 保 証 記 録 | 「でんさい」の保証(譲渡を伴わないケース) | 440円 | | 1,100円 | |
| 変更記録 | インターネット | 440円 | | 1,100円 | |
| | 書 面 | 2,200円 | | 2,200円 | |
| (開 示) | 通常 | インターネット | - | | 1,100円 |
| | 書 面 | 最新債権情報開示 | - | | 1,100円 |
| | 特別 | 書 面 | - | | 3,300円 |
| 支 払 等 記 録 | 口座間送金決済以外で利用者間の決済を行った場合に、「でんさい」を決済済みとする記録 | 440円 | | 1,100円 | |
| 支 払 不 能 情 報 照 会 | 「でんさい」の支払不能通知または取引停止通知の有無及び通知された支払不能情報の内容にかかる照会 | - | | 3,300円 | |
| 残 高 証 明 書 発 行 | 「でんさい」の残高証明書の発行 | - | | 4,400円 | |
| 記 録 機 関 変 更 記 録 | 他の記録機関に記録されている電子記録債権を「でんさいネット」へ移動させる取引(記録) | - | | 5,500円 | |

※各種手数料・使用料については、令和5年7月1日現在の金額です。
※金額はすべて消費税(10%)込みです。

店舗一覧 (令和5年7月1日現在)

本店営業部



庄原市西本町
三丁目1-8
TEL 0824-72-1151

窓口営業時間

9:00~15:00

三次支店



三次市三次町
1539-9
TEL 0824-63-5231

窓口営業時間

午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

比和支店



庄原市比和町
比和777-1
TEL 0824-85-2011

窓口営業時間

午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

十日市支店



三次市十日市中
二丁目4-20
TEL 0824-63-5234

窓口営業時間

9:00~15:00

西城支店



庄原市西城町
西城180-1
TEL 0824-82-2300

窓口営業時間

午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

三良坂支店



三次市三良坂町
三良坂5048-4
TEL 0824-44-2227

窓口営業時間

午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

高野支店



庄原市高野町
新市1120-3
TEL 0824-86-3037

窓口営業時間

午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

島敷支店



三次市島敷町
894-4
TEL 0824-63-5236

窓口営業時間

午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

東城支店



庄原市東城町川東1175
(庄原市役所 東城支所内)
TEL 08477-3-0026

窓口営業時間

午前の部 9:00~11:30

午後の部 12:30~15:00

店外ATM取扱時間

| 名称 | 取扱時間 | | |
|-------------------------|------------|------------|---------------------------|
| | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
| ジョイフルながえ ATMコーナー | 9:00~19:00 | 9:00~19:00 | 9:00~19:00 |
| ザ・ビッグ庄原店 ATMコーナー | 8:45~20:00 | 8:45~19:00 | 8:45~19:00 |
| 庄原市役所 ATMコーナー | 8:45~19:00 | — | — |
| 口和ATMコーナー | 9:00~19:00 | 9:00~19:00 | — |
| ウィル西城 ATMコーナー | 9:00~19:00 | 9:00~19:00 | 9:00~19:00 祝日は休止となります。 |
| サングリーン ATMコーナー | 8:45~20:00 | 8:45~19:00 | 8:45~19:00 |
| 三次フードセンター塩町店 ATMコーナー | 9:00~20:00 | 9:00~19:00 | — |

経営管理態勢について

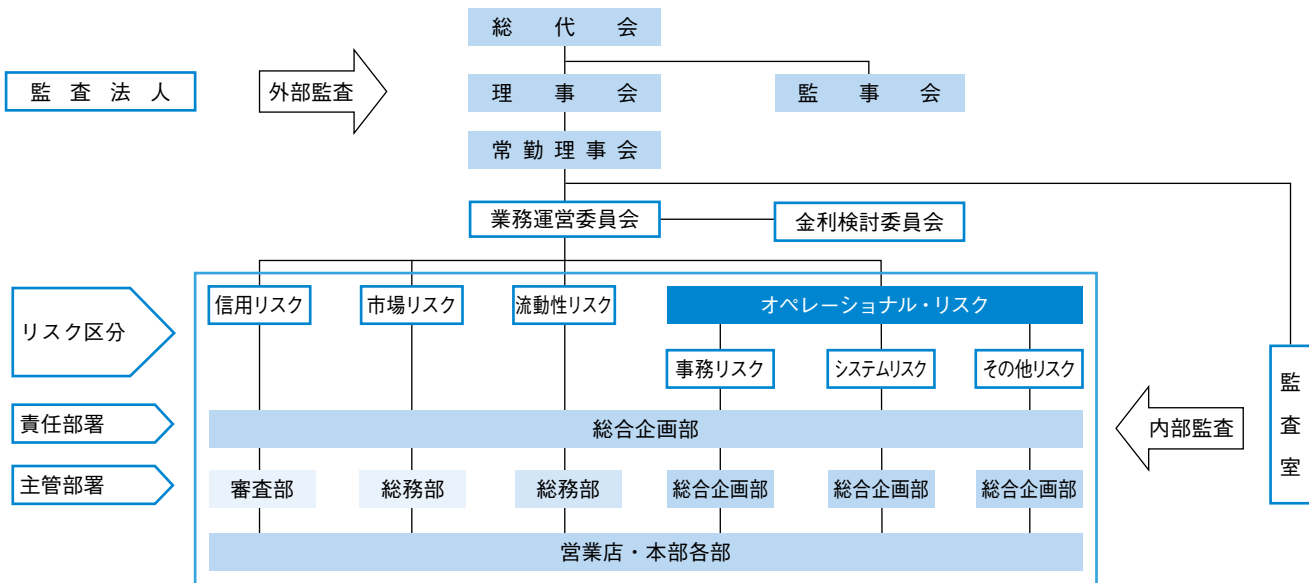
リスク管理強化への取り組み

金融のグローバル化の進展や金融技術の革新などを背景に、金融機関が直面するリスクは多様化、複雑化しており、リスク管理の重要性が一層高まっています。

このような環境の中、当金庫はリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営の健全性を確保していくために各種リスクを管理するための基本方針を定め、リスク管理統括部門の「業務運営委員会」にてその管理状況を確認・討議を行うこと等により、リスク管理態勢の充実・強化に取り組んでいます。

また、リスク管理状況について常勤理事会、理事会へ定期的に報告を行うとともに、監査室においてリスク管理の適切性・有効性にかかる監査を実施し、健全で効率的な経営の実現に努めています。

リスク管理態勢



信用リスク

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため審査管理の強化に努めるとともに、定期的に総資産の自己査定を実施し資産内容を把握検証しております。

自己査定では、貸出資産をリスクの度合いに従って厳格に分類し、適正な償却や引当を行うほか債権売却等の措置を講じて、不良資産の圧縮に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式などの相場が変動することにより、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

このリスクの増大は、金融機関の資金流動性を弱めたり収益に影響を与える要因となるため、金利変動リスクを中心としたリスク管理を実施し、配賦されたリスク資本の範囲内で適切なリスク・コントロールを行うことで、資産の健全性の確保、かつ安定的な収益を確保するように努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の混乱等により、通常よりコストの高い資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金不足や高コスト調達が発生しないように資金繰り面に万全を期しています。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正行為により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、諸規程・マニュアルに基づく正確な事務処理に努めているほか、諸会議や事務指導及び研修の実施により、事務取扱いのレベルアップを図っています。

さらに、部店内自主検査や監査室の内部監査の実施により、不正防止に取組む一方、事務処理の不備の改善や事務ミス防止及び事務処理能力の向上に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害・誤作動・システム不備及びコンピューターの不正利用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、万一のコンピューター・システムのダウンや誤作動に対して、速やかな復旧ができるよう日頃より緊急対策に万全を図っているほか、定期的にシステムリスク評価を実施しています。

また、サイバーセキュリティ管理規程を策定のうえ対応する対策本部を設置し、定期的に演習等を実施のうえ、態勢整備に努めています。

その他リスク

その他のリスクとは、法務リスク、人的リスク、災害や風評リスクなど、前記に掲げるリスク以外で損失を被るリスクのことです。

当金庫は、さまざまなリスクに備えるため、リスク管理の諸規程や「業務継続基本計画」を整備するなど、万一の場合にも速やかな対応を図ることが出来るように努めています。

経営管理態勢について

内部管理態勢の充実について

業務の健全性及び適切性を確保し金融の円滑化を図るためには、業務のすべてにわたる法令等遵守、お客様保護の徹底が必要であると認識しています。

その体制整備に係る「内部管理基本方針」を制定し強固な内部管理態勢の構築に努めています。

内部管理基本方針の概要

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢（法令等遵守）について

地域金融機関として、地域社会から信頼され、あわせて地域活性化に貢献するためには、業務運営の健全性及び適切性を確保することが必要不可欠であり、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけています。

また、単に法令・規程等の遵守にとどまらず、より高い倫理、規範、道徳に基づいた誠実かつ公正な姿勢で業務に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の確立に努めています。

態勢整備にあたっては、コンプライアンス基本方針のもと行動綱領やマニュアル等各種規程を制定するとともに毎年度コンプライアンスプログラムを策定し具体的な実践に努めています。

また、組織体制として、業務運営委員会を組成し施策や課題等の検討及び推進状況をモニタリングするとともに、業務運営部門から独立したコンプライアンス対策課を設置しています。

利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客様とのお取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するよう努めています。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、業務の健全性及び適切性を確保するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客様情報の管理について

「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）を定め、お客様情報を取り扱うすべての役職員が個人情報保護の重要性を認識し、お客様の個人情報の保護と適正な利用を図るための厳格な管理に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」に基づき、お客様の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- ◎預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ◎公共債、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ◎その他、信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- ◎各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ◎法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ◎預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ◎融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ◎適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ◎与信事業に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

- ◎他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ◎お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ◎市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ◎ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ◎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ◎各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ◎その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ◎各種法定調書の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- ◎預金口座付番に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

- ◎当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お近くの窓口までお申し出ください。

お客様本位の業務運営に関する取り組み方針について

お客様の安定的な資産形成及び資産運用に資することを目的として、以下の取り組みを通じてお客様本位の業務運営に取り組んでいます。

1. お客様にふさわしい商品やサービスの提供

- ・お客様の安定的な資産形成や資産運用に資することを最優先し商品・サービスを提供します。
- ・お客様のニーズや目的、ライフステージに応じて適切な商品をご選択いただけるよう、商品・サービスの整備をいたします。
- ・当金庫において定める「利益相反管理方針」に基づいて、お客様の利益が不当に損なわれることがないように対応いたします。

2. お客様にわかりやすい情報提供

- ・お客様の知識・投資経験・財産の状況等をお聞きし、お客様のニーズや目的に適した商品・サービスをわかりやすくご提案をいたします。

3. お客様本位の業務運営を実践するための態勢整備

- ・お客様によりご満足いただけるよう、職員研修の実施等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上を図ります。

経営管理態勢について

金融商品に係る勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適切な運用のご提案を行っています。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

お客様との間の金融機関業務上の契約において、お客様から異議申立てがあった場合の苦情及び紛争の取り扱いにあたっては、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR：Alternative Dispute Resolution）を踏まえ、お客様保護等の内部管理態勢を整備して苦情及び紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めています。

苦情及び紛争解決に対する対応

1. 苦情に対する対応

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業店（電話番号は21ページ参照）又は次の担当部署にお申し出ください。

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 担 当 部 署 | 総合企画部コンプライアンス対策課 |
| 電 話 番 号 | 0120-301-865（フリーダイヤル） 0824-72-5588 |
| 電 子 メ ー ル | s1758001@facetoface.ne.jp |
| 受 付 時 間 | 平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます） |

また、当金庫のほかに全国信用金庫協会が運営する相談所でも苦情等を受付けいたします。

| | |
|---------|--|
| 相談所の名称 | 全国しんきん相談所（住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7） |
| 電 話 番 号 | 03-3517-5825 |
| 受 付 時 間 | 平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます） |

2. 紛争解決に対するご対応

紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総合企画部コンプライアンス対策課又は全国しんきん相談所にお申し出があれば、次の弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

| 名 称 | 東京弁護士会 紛争解決センター | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 第二東京弁護士会 仲裁センター |
|---------|---|--|---|
| 電 話 番 号 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |
| 受付日時間 | 月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～16:00 | 月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00 | 月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～17:00 |

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。ご利用いただける弁護士会については、予め前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫コンプライアンス対策課」にお尋ねください。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた取り組み

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程の策定、またこれらの基本方針・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて基本方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署は総合企画部コンプライアンス対策課とし、総合企画部コンプライアンス対策課が関係する各部署や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. お客様への対応方針

適切な取引時確認を実施し、お客様の属性や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。

また、定期的にお客様の情報やお取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、お客様の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である総合企画部コンプライアンス対策課による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客様からの理解促進

お客様からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、お客様からの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。

お客様情報の定期的な確認についてお願い

当金庫では、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化を通じて、お客様が安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

そのため、お客様とのお取引の内容、状況等に応じて、お客様の氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、窓口や郵便等により再度ご確認ください。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。

お客様にはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

総代会制度について

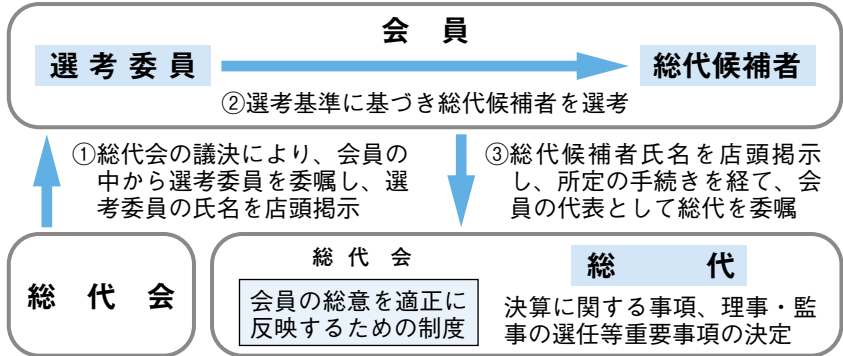
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



総代会制度について

総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は60人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

2. 総代の選任方法

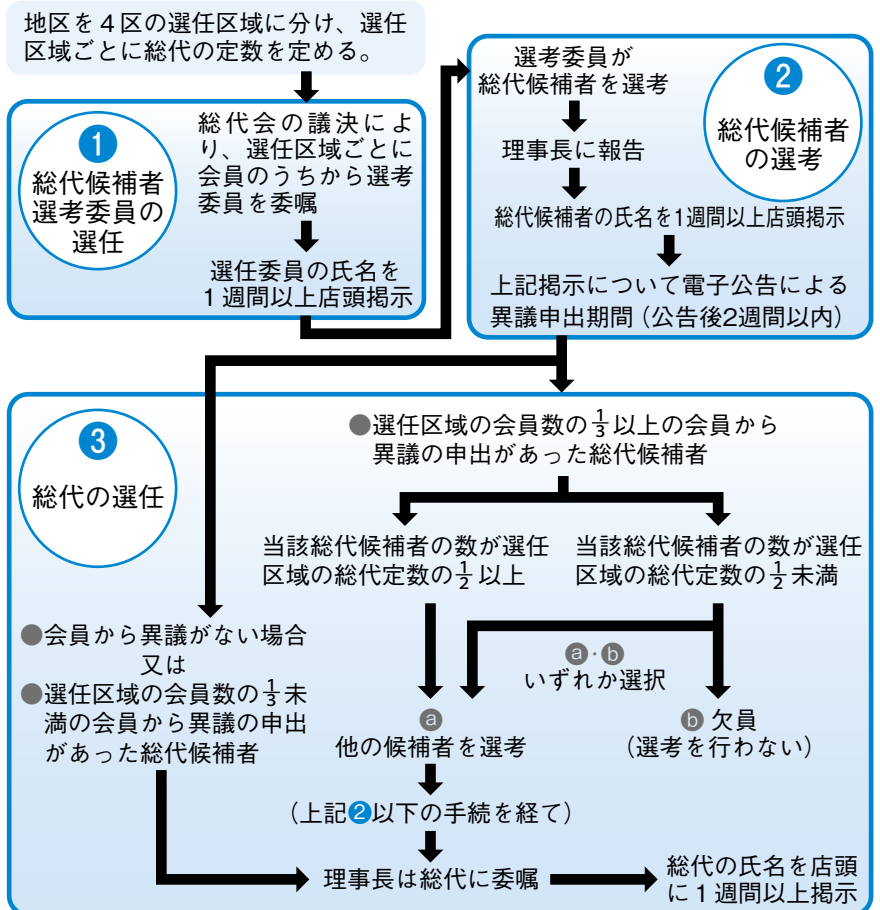
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

3. 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
 - ・総代就任時点で満75歳を超えない者
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識を持って正しい判断ができる者
 - ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他、総代選考委員が適格と認めた者

● 総代が選任されるまでの手続きについて



第75期通常総代会報告並びに決議事項

令和5年6月16日に開催しました第75期通常総代会において下記の事項を報告並びに付議し、各議案とも原案どおり承認可決されました。

報告事項

令和4年度（第75期）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認に関する件
- 第2号議案 会員の除名に関する件
- 第3号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- 第4号議案 監事の欠員に伴う補欠選任の件
- 第5号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



総代会制度について

総代の氏名

(令和5年7月1日現在・50音順・敬称省略)

第1区

庄原市（第3区を除く）及び第2区・第4区以外の広島県内地区、島根県仁多郡

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 芥川信一郎① | 糸谷 康孝④ | 大歳 幹晴④ | 大森 英司③ | 金山 一宏⑤ | 倉田 洋二⑤ | 児玉 節④ |
| 小林 茂樹⑦ | 佐々木 満⑦ | 塩本 誠二⑨ | 志和橋 肇① | 武田 和仁① | 伊達 儼⑥ | 土井 幹雄⑥ |
| 長岡 廣樹⑦ | 中間 幸子③ | 西上 至⑦ | 西田 篤生⑤ | 西田 学③ | 藤谷 善久⑤ | 藤本 五儀③ |
| 細川 裕司① | 宮崎 良治④ | 森本 哲治③ | 矢吹 昭善⑦ | 吉本 琢也① | | |

第2区

三次市（第4区を除く）

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 上田 秀樹③ | 江草 久幸⑤ | 沖 洋助① | 加藤 修司④ | 吉川 輝① | 吉川 光彰② | 小根森直子③ |
| 佐藤 明寛② | 沈 勝義⑤ | 菅原 暢之① | 住吉 豪二⑥ | 田村 謙宗④ | 中川 筆之⑥ | 中村 秀樹⑤ |
| 中山 利彦④ | 成 芳則⑧ | 信國 秀昭⑥ | 細川喜一郎⑤ | 堀江 斎⑤ | 前田 茂⑨ | 楨原 政範③ |
| 政岡 淳⑥ | 山本 浄基⑥ | 渡邊 昌平⑤ | | | | |

第3区

庄原市比和町、庄原市西城町、庄原市口和町、庄原市高野町、庄原市東城町、庄原市総領町

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 石川 芳秀⑨ | 伊藤 郁夫⑤ | 大田 一博③ | 小田 一徳⑤ | 小田 長廣⑥ | 加島 俊次⑤ | 後藤 茂行④ |
| 坂 英美⑤ | 瀬尾 二六⑥ | 高橋 進③ | 谷 壮一郎④ | 堂前 裕治⑦ | 友貞 一⑥ | 長曾 守人⑤ |
| 捻金 宏昭① | 根波 裕治③ | 橋本 佳人① | 藤田 俊樹④ | 松島 均⑤ | 三宅 康文⑥ | 山本 将登② |
| 吉本 典生⑥ | | | | | | |

第4区

三次市三良坂町、三次市吉舎町、三次市君田町、三次市布野町、三次市作木町、三次市三和町、三次市甲奴町

| | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 出羽 一則④ | 小川 治孝③ | 沖田 和也④ | 菅野 徳之⑦ | 松尾 宏④ | 三好 裕文⑤ | 温泉川匠吾① |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|

(注) 氏名右横の数字は総代への就任回数です。

〈総代の属性別構成比〉

| | |
|-----|---|
| 職業別 | 法人・法人代表者 87%、個人・個人事業主 13% |
| 年代別 | 70代 35%、60代 38%、50代 19%、40代 8% |
| 業種別 | 卸売業・小売業 25%、その他のサービス業 19%、建設業 19%、製造業 13%、その他 24% |

経営内容

貸借対照表

| 資産の部 | | (単位：百万円) | |
|---------------------|---------|----------|---------------------|
| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 現 金 | 1,048 | 1,810 | 信金中金などに預けたお金 |
| 預 け 金 | 12,798 | 17,688 | |
| 買 入 金 銭 債 権 | 783 | 505 | |
| 有 価 証 券 | 55,089 | 47,193 | 国債などに投資した金額 |
| 国 債 | 11,291 | 10,955 | |
| 地 方 債 | 7,113 | 6,473 | |
| 社 債 | 15,793 | 15,124 | |
| 株 式 | 396 | 478 | |
| そ の 他 の 証 券 | 20,493 | 14,160 | |
| 貸 出 金 | 38,056 | 38,743 | 個人や法人のお客様に融資したお金 |
| 割 引 手 形 | 212 | 193 | |
| 手 形 貸 付 | 834 | 759 | |
| 証 書 貸 付 | 35,906 | 36,664 | |
| 当 座 貸 越 | 1,103 | 1,125 | |
| そ の 他 資 産 | 600 | 745 | |
| 未 決 済 為 替 貸 | 10 | 8 | |
| 信 金 中 金 出 資 金 | 439 | 439 | 貸出金や有価証券の未収利息など |
| 未 収 収 益 | 117 | 120 | |
| そ の 他 の 資 産 | 32 | 176 | |
| 有 形 固 定 資 産 | 871 | 828 | |
| 建 物 | 385 | 362 | |
| 土 地 | 359 | 359 | |
| リ ー ス 資 産 | 17 | 13 | |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 108 | 92 | |
| 無 形 固 定 資 産 | 8 | 7 | |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 8 | 6 | |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 0 | 0 | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 8 | 350 | 保証した債務に対する求償権 |
| 債 務 保 証 見 返 | 389 | 414 | |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 317 | △ 502 | 将来予想される貸倒に備えるための引当金 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△ 255) | (△ 436) | |
| 資 産 の 部 合 計 | 109,336 | 107,784 | |

| 負債の部 | | (単位：百万円) | |
|-----------------------|---------|----------|--------------------|
| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 預 金 積 金 | 101,397 | 100,503 | 預けていただいたお金 |
| 当 座 預 金 | 713 | 996 | |
| 普 通 預 金 | 44,901 | 46,407 | |
| 貯 蓄 預 金 | 40 | 45 | |
| 通 知 期 預 金 | 64 | 21 | |
| 定 期 預 金 | 52,169 | 49,569 | |
| 定 期 積 金 | 2,097 | 2,145 | |
| そ の 他 の 預 金 | 1,410 | 1,317 | |
| 借 用 金 | 41 | 35 | |
| 借 入 金 | 41 | 35 | |
| そ の 他 負 債 | 100 | 131 | 預金積金の未払利息など |
| 未 決 済 為 替 借 用 金 | 15 | 16 | |
| 未 払 費 用 | 26 | 21 | |
| 給 付 補 填 備 金 | 0 | 1 | |
| 未 払 法 人 税 等 益 金 | 11 | 56 | 期末での未納法人税・住民税等の見積額 |
| 前 受 収 益 金 | 4 | 3 | |
| 払 戻 未 済 持 分 金 | 1 | 0 | |
| 職 員 預 り 金 | 9 | 8 | |
| リ ー ス 債 務 | 17 | 13 | |
| 資 産 除 去 債 務 | 7 | — | |
| そ の 他 の 負 債 | 3 | 5 | |
| 賞 与 引 当 金 | 42 | 40 | |
| 退 職 給 付 引 当 金 | 249 | 266 | |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 28 | 38 | |
| 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 1 | 1 | |
| 偶 発 損 失 引 当 金 | 2 | 7 | |
| 債 務 保 証 | 389 | 414 | |
| 負 債 の 部 合 計 | 102,252 | 101,438 | |

| 純資産の部 | | (単位：百万円) | |
|-------------------------|---------|----------|--|
| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 出 資 金 | 314 | 314 | |
| 普 通 出 資 金 | 314 | 314 | |
| 利 益 剰 余 金 | 6,463 | 6,566 | |
| 利 益 準 備 金 | 332 | 332 | |
| そ の 他 利 益 剰 余 金 | 6,130 | 6,233 | |
| 特 別 積 立 金 | 5,890 | 6,100 | |
| (うち経営強化積立金) | (120) | (170) | |
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 240 | 133 | |
| 処 分 未 済 持 分 | △ 0 | △ 0 | |
| 会 員 勘 定 合 計 | 6,777 | 6,880 | |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 306 | △ 535 | |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 306 | △ 535 | |
| 純 資 産 の 部 合 計 | 7,084 | 6,345 | |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 109,336 | 107,784 | |

損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 1,368,309 | 1,567,651 |
| 資金運用収益 | 1,251,959 | 1,464,994 |
| 貸出金利息 | 593,769 | 586,851 |
| 預け金利息 | 9,576 | 18,339 |
| 有価証券利息配当金 | 634,558 | 842,188 |
| その他の受入利息 | 14,054 | 17,615 |
| 役員取引等収益 | 93,536 | 89,782 |
| 受入為替手数料 | 45,263 | 40,695 |
| その他の役員収益 | 48,273 | 49,087 |
| その他業務収益 | 22,810 | 9,298 |
| 外国為替売買益 | 54 | — |
| 国債等債券売却益 | 18,194 | — |
| 国債等債券償還益 | 1,145 | 1,360 |
| その他の業務収益 | 3,415 | 7,938 |
| その他経常収益 | 2 | 3,576 |
| その他の経常収益 | 2 | 3,576 |
| 経常費用 | 1,089,765 | 1,312,808 |
| 資金調達費用 | 21,356 | 14,882 |
| 預金利息 | 19,796 | 13,382 |
| 給付補填備金繰入額 | 713 | 752 |
| 借入金利息 | 799 | 698 |
| その他の支払利息 | 46 | 48 |
| 役員取引等費用 | 82,317 | 86,747 |
| 支払為替手数料 | 14,920 | 12,470 |
| その他の役員費用 | 67,397 | 74,276 |
| その他業務費用 | 19,573 | 82,596 |
| 国債等債券売却損 | 17,309 | — |
| 国債等債券償還損 | 1,091 | 105 |
| 国債等債券償却 | — | 29,989 |
| その他の業務費用 | 1,172 | 52,500 |
| 経費 | 924,175 | 912,639 |
| 人件費 | 587,486 | 581,687 |
| 物件費 | 306,292 | 301,967 |
| 税金 | 30,396 | 28,984 |
| その他経常費用 | 42,343 | 215,943 |
| 貸倒引当金繰入額 | 21,268 | 206,522 |
| その他の経常費用 | 21,074 | 9,420 |
| 経常利益 | 278,543 | 254,843 |

ご融資した
お金や運用
している国
債等からの
利息収入

お振込など
のサービ
スの提供に
よって得た
収入

お預かりし
ているご預
金の利息な
ど

サービスの
提供を受
けた時に支
払った費用

給与等の必
要な営業上
の費用

金庫本来の
利益

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|---------|----------|
| 特別損失 | 15 | 323 |
| 固定資産処分損 | 15 | 323 |
| 税引前当期純利益 | 278,528 | 254,520 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 32,236 | 159,292 |
| 法人税等調整額 | 22,801 | △ 20,441 |
| 法人税等合計 | 55,037 | 138,851 |
| 当期純利益 | 223,490 | 115,668 |
| 繰越金（当期首残高） | 17,178 | 18,139 |
| 当期末処分剰余金 | 240,669 | 133,807 |

期間の最終
利益

経営内容

剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------------|-------------|
| 当期末処分剰余金 | 240,669,121 | 133,807,738 |
| 剰余金処分量 | 222,529,858 | 112,446,203 |
| 普通出資に対する配当金 | 12,529,858 | 12,446,203 |
| 特別積立金 | 210,000,000 | 100,000,000 |
| （うち経営強化積立金） | 50,000,000 | 30,000,000 |
| 繰越金（当期末残高） | 18,139,263 | 21,361,535 |

会員の皆様
にお支払い
する配当金

●監査法人による外部監査について

当金庫の財務諸表については、信用金庫法第38条の2第3項に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、適正である旨の監査報告書を受領しております。

〔謄本〕

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月19日 広島みどり信用金庫

理事長 小林 明宗

令和4年度 財務諸表に関する注記

●貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～39年 その他 3年～15年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |

- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

令和4年3月31日現在 0.0708%

- ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 502百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 350百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,345百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額……………一百万円
危険債権額……………504百万円
三月以上延滞債権額……………一百万円

貸出条件緩和債権額……………333百万円
合計額……………838百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は193百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務

借入金 35百万円

上記のほか、為替決済、収納代理等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100百万円及び預け金1,402百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額1,009円60銭

20. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による業務運営委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、業務運営委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において

実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、業務運営委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び業務運営委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で2,061百万円です。

なお、当金庫では、継続的な検証（バックテスト）により市場VaRに対する計測方法についての妥当性を定期的に分析しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|--------------|---------|-------|
| (1)預け金 (*1) | 17,688 | 17,801 | 113 |
| (2)有価証券 | — | — | — |
| 売買目的有価証券 | — | — | — |
| 満期保有目的の債券 | 3,797 | 3,484 | △ 312 |
| 其他有価証券 | 43,383 | 43,383 | — |
| (3)貸出金 (*1) | 38,743 | — | — |
| 貸倒引当金 (*2) | △ 502 | — | — |
| | 38,240 | 39,944 | 1,703 |
| 金融資産計 | 103,109 | 104,613 | 1,504 |
| (1)預金積金 (*1) | 100,503 | 100,484 | △ 19 |
| (2)借入金 (*1) | 35 | 36 | 0 |
| 金融負債計 | 100,538 | 100,520 | △ 18 |

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|----------------|----------|
| 非上場株式 (*1) | 12 |
| 信金中央金庫出資金 (*1) | 439 |
| 合 計 | 452 |

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|-------|----------|-------|-------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | — | — | — |
| | そ の 他 | 100 | 103 | 3 |
| | 小 計 | 100 | 103 | 3 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 300 | 275 | △ 24 |
| | そ の 他 | 3,397 | 3,104 | △ 292 |
| | 小 計 | 3,697 | 3,380 | △ 316 |
| 合 計 | | 3,797 | 3,484 | △ 312 |

●その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
|----------------------|-------|----------|--------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 433 | 225 | 208 |
| | 債 券 | 15,129 | 14,917 | 211 |
| | 国 債 | 3,807 | 3,729 | 77 |
| | 地 方 債 | 5,452 | 5,398 | 54 |
| | 社 債 | 5,870 | 5,789 | 80 |
| | そ の 他 | 3,089 | 2,647 | 441 |
| | 小 計 | 18,652 | 17,790 | 861 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | 32 | 33 | △ 1 |
| | 債 券 | 17,124 | 18,080 | △ 955 |
| | 国 債 | 7,148 | 7,495 | △ 346 |
| | 地 方 債 | 1,021 | 1,061 | △ 39 |
| | 社 債 | 8,954 | 9,523 | △ 569 |
| | そ の 他 | 7,573 | 8,218 | △ 644 |
| | 小 計 | 24,731 | 26,332 | △ 1,600 |
| 合 計 | | 43,383 | 44,122 | △ 739 |

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| | 売 却 額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-------|-------|---------|---------|
| 株 式 | — | — | — |
| 債 券 | — | — | — |
| 国 債 | — | — | — |
| 地 方 債 | — | — | — |
| 社 債 | — | — | — |
| そ の 他 | 8,701 | 1,197 | 873 |
| 合 計 | 8,701 | 1,197 | 873 |

25. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券247百万円について、債券の発行者等の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、29百万円（うち、社債29百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

27. 運用目的の金銭の信託 該当する事項はありません。

28. 満期保有目的の金銭の信託 該当する事項はありません。

29. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当する事項はありません。

30. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,806百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,258百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券

等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生を主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

●繰延税金資産

(単位：百万円)

| | |
|-----------------------|-------|
| 貸倒引当金 | 106 |
| その他有価証券評価差額金 | 204 |
| 退職給付引当金 | 73 |
| 減価償却限度超過額 | 9 |
| 賞与引当金 | 11 |
| 役員退職慰労引当金 | 10 |
| 有価証券評価損 | 42 |
| その他 | 47 |
| 繰延税金資産小計 | 503 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 153 |
| 繰延税金資産合計 | 350 |

●繰延税金負債

(単位：百万円)

| | |
|---------------|-----|
| — | — |
| 繰延税金負債合計 | — |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 350 |

32. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 1百万円

33. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

●損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額 18円40銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、86,591千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

役員等の報酬体系

●対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区 分 | | 金 額 |
|------------------|-------|-----|
| 対象役員に対する報酬等の支払総額 | | 64 |
| (内訳) | 基本報酬 | 64 |
| | 賞与 | — |
| | 退職慰労金 | — |

- (注)1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む。)
2.退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金(前期以前に繰り入れた引当金を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

●対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。

2.「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利益 経常収益 | 1,267 | 1,319 | 1,400 | 1,368 | 1,567 |
| 経常利益 | 238 | 269 | 234 | 278 | 254 |
| 当期純利益 | 171 | 194 | 156 | 223 | 115 |
| 期末残高 預金積金残高 | 88,063 | 90,087 | 98,412 | 101,397 | 100,503 |
| 貸出金残高 | 32,888 | 34,205 | 36,810 | 38,056 | 38,743 |
| 有価証券残高 | 50,645 | 53,191 | 54,158 | 55,089 | 47,193 |
| 純資産額 | 7,374 | 6,844 | 6,887 | 7,084 | 6,345 |
| 総資産額 | 96,710 | 98,084 | 106,272 | 109,336 | 107,784 |
| 出資 出資総額 | 315 | 314 | 314 | 314 | 314 |
| 出資総口数(千口) | 6,319 | 6,292 | 6,281 | 6,285 | 6,284 |
| 出資に対する配当金(円) | 12,621,390 | 12,570,601 | 12,522,367 | 12,529,858 | 12,446,203 |
| 出資1口当たり配当金(円) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 配当率 | 年4% | 年4% | 年4% | 年4% | 年4% |
| 会員数(人) | 8,088 | 8,014 | 8,019 | 8,082 | 8,039 |
| 単体自己資本比率 | 20.31% | 17.42% | 17.94% | 17.74% | 17.80% |
| 役員数(人) | 11 | 12 | 11 | 11 | 11 |
| うち常勤役員数(人) | 6 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| 職員数(人) | 77 | 74 | 72 | 73 | 74 |
| うち男性職員数(人) | 45 | 42 | 43 | 44 | 42 |
| うち女性職員数(人) | 32 | 32 | 29 | 29 | 32 |
| 平均年齢 | 37歳5ヵ月 | 38歳5ヵ月 | 39歳5ヵ月 | 38歳6ヵ月 | 39歳1ヵ月 |

(注) 職員数には、パート、非常勤嘱託及び被仕向の職員は含めておりません。

■資金運用収支の内訳

| | 平均残高(百万円) | | 利息(千円) | | 利回り(%) | |
|--------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 資金運用勘定 | 105,845 | 107,257 | 1,251,959 | 1,464,994 | 1.18 | 1.36 |
| うち貸出金 | 37,946 | 38,663 | 593,769 | 586,851 | 1.56 | 1.51 |
| うち預け金 | 13,142 | 15,170 | 9,576 | 18,339 | 0.07 | 0.12 |
| うち有価証券 | 53,668 | 52,175 | 634,558 | 842,188 | 1.18 | 1.61 |
| 資金調達勘定 | 100,701 | 102,103 | 21,356 | 14,882 | 0.02 | 0.01 |
| うち預金積金 | 100,626 | 102,038 | 20,509 | 14,135 | 0.02 | 0.01 |
| うち借入金 | 45 | 39 | 799 | 698 | 1.75 | 1.76 |

損益の状況

■業務粗利益

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 資金運用収支 | 1,230 | 1,450 |
| 資金運用収益 | 1,251 | 1,464 |
| 資金調達費用 | 21 | 14 |
| 役務取引等収支 | 11 | 3 |
| 役務取引等収益 | 93 | 89 |
| 役務取引等費用 | 82 | 86 |
| その他業務収支 | 3 | △73 |
| その他業務収益 | 22 | 9 |
| その他業務費用 | 19 | 82 |
| 業務粗利益 | 1,245 | 1,379 |
| 業務粗利益率 | 1.17% | 1.28% |

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------|-------|-------|
| 業務純益 | 345 | 474 |
| 実質業務純益 | 339 | 477 |
| コア業務純益 | 338 | 506 |
| コア業務純益 (投資信託解約損益を除く) | 223 | 182 |

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭的信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|--------|-------|------|----|-------|------|-----|
| | 残高要因 | 利率要因 | 合計 | 残高要因 | 利率要因 | 合計 |
| 受取利息 | 17 | △1 | 15 | △8 | 218 | 209 |
| うち貸出金 | 34 | △25 | 9 | 12 | △18 | △6 |
| うち預け金 | 2 | △3 | △1 | 2 | 6 | 8 |
| うち有価証券 | △19 | 27 | 7 | △23 | 230 | 207 |
| 支払利息 | △1 | △0 | △1 | 3 | △10 | △6 |
| うち預金積金 | △1 | 0 | △1 | 3 | △10 | △6 |
| うち借入金 | △0 | △0 | △0 | △0 | 0 | △0 |

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しています。

経営諸比率

■預貸率

(単位：%)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 期末預貸率 | 37.53 | 38.54 |
| 期中平均預貸率 | 37.71 | 37.89 |

(注) 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100

■総資金利鞘

(単位：%)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 資金運用利回り | 1.18 | 1.36 |
| 資金調達原価率 | 0.92 | 0.89 |
| 総資金利鞘 | 0.26 | 0.47 |

(注) 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率

■預証率

(単位：%)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 期末預証率 | 54.33 | 46.95 |
| 期中平均預証率 | 53.33 | 51.13 |

(注) 預証率=有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100

■総資産利益率

(単位：%)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.26 | 0.23 |
| 総資産当期利益率 | 0.21 | 0.11 |

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

■職員1人当たり預金貸出金

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|
| 預 金 | 1,351 | 1,322 |
| 貸 出 金 | 507 | 509 |

預金業務

■預金積金平均残高

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|---------|---------|
| 流動性預金 | 44,963 | 47,190 |
| 定期性預金 | 55,371 | 54,546 |
| （うち固定金利定期預金） | 52,612 | 51,820 |
| （うち変動金利定期預金） | 654 | 606 |
| その他の預金 | 292 | 302 |
| 合計 | 100,626 | 102,038 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| 総合計 | 100,626 | 102,038 |

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----------------|-----------------|
| 個人 | 74,115 (73.1) | 74,611 (74.2) |
| 法人 | 27,282 (26.9) | 25,891 (25.8) |
| （一般法人） | 19,513 (19.2) | 18,890 (18.8) |
| （金融機関） | 55 (0.1) | 46 (0.0) |
| （公金） | 7,713 (7.7) | 6,954 (6.9) |
| 合計 | 101,397 (100.0) | 100,503 (100.0) |

(注) ()内は構成比です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|--------|--------|
| 定期預金 | 52,169 | 49,569 |
| 固定金利定期預金 | 51,547 | 48,984 |
| 変動金利定期預金 | 621 | 584 |

融資業務

■科目別の貸出金平均残高

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|
| 割引手形 | 190 | 169 |
| 手形貸付 | 803 | 932 |
| 証書貸付 | 35,892 | 36,480 |
| 当座貸越 | 1,059 | 1,080 |
| 合計 | 37,946 | 38,663 |

■固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|
| 変動金利 | 12,581 | 12,365 |
| 固定金利 | 25,475 | 26,377 |

■担保別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

| 種類 | 貸出金 | | 債務保証見返 | |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 当金庫預積金 | 1,112 | 1,118 | 41 | 24 |
| 有価証券 | — | — | — | — |
| 不動産 | 4,425 | 4,081 | 6 | 4 |
| 信用保証協会 | 8,721 | 8,601 | — | — |
| 保証 | 9,437 | 9,818 | 340 | 368 |
| 信用 | 14,358 | 15,123 | — | 17 |
| その他 | — | — | — | — |
| 合計 | 38,056 | 38,743 | 389 | 414 |

■貸出金残高内訳（業種別・会員別・使途別）

（単位：百万円、％）

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---------------|--------|---------|--------|---------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 農業・林業 | 442 | (1.2) | 390 | (1.0) |
| 漁業・水産養殖業 | — | (—) | — | (—) |
| 鉱業 | — | (—) | — | (—) |
| 建設業 | 1,637 | (4.3) | 1,630 | (4.2) |
| 製造業 | 1,938 | (5.1) | 2,668 | (6.9) |
| 卸売業・小売業 | 1,849 | (4.9) | 2,071 | (5.3) |
| 金融・保険業 | 8,735 | (22.9) | 9,032 | (23.3) |
| 不動産業 | 4,977 | (13.1) | 4,667 | (12.0) |
| 運輸通信業 | 1,080 | (2.8) | 999 | (2.6) |
| 電気・ガス・水道業等 | 418 | (1.1) | 344 | (0.9) |
| サービス業 | 4,253 | (11.2) | 4,002 | (10.3) |
| 小計 | 25,334 | (66.6) | 25,808 | (66.6) |
| 地方公共団体 | 4,234 | (11.1) | 4,273 | (11.0) |
| 個人(住宅・消費・納税等) | 8,487 | (22.3) | 8,662 | (22.4) |
| 合計 | 38,056 | (100.0) | 38,743 | (100.0) |

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. () 内は構成比です。

■貸出金の資金使途別内訳

（単位：百万円）

■住宅ローン・消費者ローン残高

（単位：百万円）

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|
| 運転資金 | 23,949 | 24,567 |
| 設備資金 | 14,107 | 14,175 |
| 合計 | 38,056 | 38,743 |

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|
| 住宅ローン | 6,177 | 5,982 |
| 消費者ローン | 3,266 | 3,399 |
| 合計 | 9,443 | 9,381 |

証券業務

■有価証券残高

（単位：百万円、％）

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 期末残高 | 平均残高 | 期末残高 | 平均残高 |
| 国債 | 11,291 (20.5) | 11,924 (22.2) | 10,955 (23.2) | 11,240 (21.5) |
| 地方債 | 7,113 (12.9) | 6,888 (12.8) | 6,473 (13.7) | 6,625 (12.7) |
| 社債 | 15,793 (28.7) | 16,199 (30.2) | 15,124 (32.0) | 15,469 (29.6) |
| 株式 | 396 (0.7) | 200 (0.4) | 478 (1.0) | 240 (0.5) |
| 投資信託 | 12,222 (22.2) | 10,228 (19.1) | 5,831 (12.4) | 9,941 (19.1) |
| 外国証券 | 8,162 (14.8) | 8,129 (15.1) | 8,225 (17.4) | 8,560 (16.4) |
| その他の証券 | 108 (0.2) | 98 (0.2) | 103 (0.2) | 96 (0.2) |
| 合計 | 55,089 (100.0) | 53,668 (100.0) | 47,193 (100.0) | 52,175 (100.0) |

(注) () 内は構成比です。

■商品有価証券残高……………該当ございません。

■有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

| | 1年以下 | | 1年超 3年以下 | | 3年超 5年以下 | | 5年超 7年以下 | | 7年超 10年以下 | | 10年超 | | 期間の定め のないもの | | 合計 | |
|--------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 |
| 国債 | 1,580 | 1,005 | 2,676 | 2,065 | 430 | — | — | — | 296 | 395 | 6,308 | 7,489 | — | — | 11,291 | 10,955 |
| 地方債 | 1,407 | 1,858 | 4,100 | 2,421 | 204 | — | 107 | 208 | 791 | 1,599 | 502 | 386 | — | — | 7,113 | 6,473 |
| 社債 | 1,813 | 1,204 | 3,300 | 2,375 | 1,051 | 1,439 | 243 | 1,292 | 2,824 | 2,521 | 6,559 | 6,290 | — | — | 15,793 | 15,124 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 396 | 478 | 396 | 478 |
| 投資信託 | 1,744 | 368 | 202 | — | 3,181 | — | 282 | — | 2,303 | 706 | 2,033 | 3,175 | 2,475 | 1,580 | 12,222 | 5,831 |
| 外国証券 | 100 | 300 | 603 | 583 | 200 | 399 | 301 | 1,701 | 4,383 | 2,800 | 2,571 | 2,440 | — | — | 8,162 | 8,225 |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 108 | 103 | 108 | 103 |
| 合計 | 6,645 | 4,735 | 10,884 | 7,446 | 5,067 | 1,838 | 934 | 3,202 | 10,600 | 8,024 | 17,975 | 19,782 | 2,980 | 2,162 | 55,089 | 47,193 |

■有価証券・金銭の信託の時価等情報

(1) 売買目的有価証券 該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|--------------------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 500 | 502 | 2 | — | — |
| | そ の 他 | 100 | 102 | 2 | 100 | 103 |
| | 小 計 | 600 | 605 | 5 | 100 | 103 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 100 | 98 | △ 1 | 300 | 275 |
| | そ の 他 | 3,696 | 3,506 | △ 190 | 3,397 | 3,104 |
| | 小 計 | 3,796 | 3,604 | △ 192 | 3,697 | 3,380 |
| 合 計 | 4,396 | 4,209 | △ 186 | 3,797 | 3,484 | △ 312 |

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | |
|--------------------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|---------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 株 式 | 310 | 151 | 159 | 433 | 225 | 208 |
| | 債 券 | 24,017 | 23,569 | 447 | 15,129 | 14,917 | 211 |
| | 国 債 | 7,037 | 6,897 | 140 | 3,807 | 3,729 | 77 |
| | 地 方 債 | 6,238 | 6,146 | 91 | 5,452 | 5,398 | 54 |
| | 社 債 | 10,741 | 10,525 | 216 | 5,870 | 5,789 | 80 |
| | そ の 他 | 6,969 | 5,988 | 980 | 3,089 | 2,647 | 441 |
| | 小 計 | 31,297 | 29,710 | 1,587 | 18,652 | 17,790 | 861 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 株 式 | 73 | 73 | 0 | 32 | 33 | △ 1 |
| | 債 券 | 9,581 | 9,912 | △ 330 | 17,124 | 18,080 | △ 955 |
| | 国 債 | 4,254 | 4,394 | △ 139 | 7,148 | 7,495 | △ 346 |
| | 地 方 債 | 875 | 895 | △ 19 | 1,021 | 1,061 | △ 39 |
| | 社 債 | 4,452 | 4,623 | △ 171 | 8,954 | 9,523 | △ 569 |
| | そ の 他 | 9,727 | 10,560 | △ 832 | 7,573 | 8,218 | △ 644 |
| | 小 計 | 19,382 | 20,546 | △ 1,163 | 24,731 | 26,332 | △ 1,600 |
| 合 計 | 50,680 | 50,256 | 423 | 43,383 | 44,122 | △ 739 | |

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託及び外国証券等です。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

| 内 容 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非 上 場 株 式 | 12 | 12 |

(5) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ございません。

(6) 運用目的の金銭の信託 該当ございません。

(7) 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

(8) その他の金銭の信託 該当ございません。

不良債権等への対応

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

| 区 分 | | 開示残高 (a) | 保 全 額 (b) | 担保・保証等による 回収見込額 (c) | 貸倒引当金 (d) | 保 全 率 (b)/(a) | 引 当 率 (d)/(a-c) |
|----------------------------|-------|-------------|--------------|---------------------------|--------------|------------------|--------------------|
| | | | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | 34 | 34 | 8 | 26 | 100.00% | 100.00% |
| | 令和4年度 | — | — | — | — | — | — |
| 危 険 債 権 | 令和3年度 | 435 | 435 | 206 | 228 | 100.00% | 100.00% |
| | 令和4年度 | 504 | 504 | 255 | 249 | 100.00% | 100.00% |
| 要 管 理 債 権 | 令和3年度 | 332 | 132 | 124 | 8 | 39.82% | 3.98% |
| | 令和4年度 | 333 | 132 | 124 | 8 | 39.83% | 3.98% |
| 三 月 以 上 延 滞 債 権 | 令和3年度 | — | — | — | — | — | — |
| | 令和4年度 | — | — | — | — | — | — |
| 貸 出 条 件 緩 和 債 権 | 令和3年度 | 332 | 132 | 124 | 8 | 39.82% | 3.98% |
| | 令和4年度 | 333 | 132 | 124 | 8 | 39.83% | 3.98% |
| 小 計 (A) | 令和3年度 | 802 | 602 | 339 | 263 | 75.07% | 56.82% |
| | 令和4年度 | 838 | 637 | 380 | 257 | 76.05% | 56.18% |
| 正 常 債 権 (B) | 令和3年度 | 37,677 | | | | | |
| | 令和4年度 | 38,353 | | | | | |
| 総 与 信 残 高 (A) + (B) | 令和3年度 | 38,480 | | | | | |
| | 令和4年度 | 39,191 | | | | | |

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

不良債権等への対応

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

| | | 期 首 残 高 | 当 期 増 加 額 | 当 期 減 少 額 | | 期 末 残 高 |
|---------------|-------|---------|-----------|-----------|-------|---------|
| | | | | 目 的 使 用 | そ の 他 | |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 令和3年度 | 68 | 62 | — | ※ 68 | 62 |
| | 令和4年度 | 62 | 66 | — | ※ 62 | 66 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 令和3年度 | 304 | 255 | 76 | ※ 304 | 255 |
| | 令和4年度 | 255 | 436 | 26 | ※ 228 | 436 |
| 合 計 | 令和3年度 | 372 | 317 | 76 | ※ 372 | 317 |
| | 令和4年度 | 317 | 502 | 26 | ※ 291 | 502 |

※洗い替えによる取崩額

貸出金償却の状況

(単位：百万円)

| 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|
| — | — |

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|--------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 6,764 | 6,868 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 314 | 314 |
| うち、利益剰余金の額 | 6,463 | 6,566 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 12 | 12 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 0 | △ 0 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 62 | 66 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 62 | 66 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 6,827 | 6,934 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 6 | 5 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 6 | 5 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 6 | 5 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 6,821 | 6,929 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 36,030 | 36,369 |
| 資産 (オン・バランス) 項目 | 35,731 | 36,033 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 450 | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 450 | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オフ・バランス取引等項目 | 298 | 335 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 2,410 | 2,540 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 38,440 | 38,909 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 17.74% | 17.80% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 36,030 | 1,441 | 36,369 | 1,454 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 35,731 | 1,429 | 36,033 | 1,441 |
| 現金 | — | — | — | — |
| ソブリン向け | 365 | 14 | 315 | 12 |
| 金融機関向け | 3,393 | 135 | 3,791 | 151 |
| 法人等向け | 18,998 | 759 | 19,846 | 793 |
| 中小企業等・個人向け | 3,688 | 147 | 3,779 | 151 |
| 抵当権付住宅ローン | 1,233 | 49 | 1,271 | 50 |
| 不動産取得等事業向け | 515 | 20 | 475 | 19 |
| 三月以上延滞等 | 3 | 0 | — | — |
| 取立未済手形 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 171 | 6 | 183 | 7 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 326 | 13 | 359 | 14 |
| 出資等のエクスポージャー | 326 | 13 | 359 | 14 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 4,769 | 190 | 3,285 | 131 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 1,000 | 40 | 250 | 10 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 452 | 18 | 452 | 18 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | — | — | — | — |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 2,713 | 108 | 2,724 | 108 |
| ルック・スルー方式 | 2,713 | 108 | 2,724 | 108 |
| マンドート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式 (1250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 450 | △ 18 | — | — |
| ⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 2,410 | 96 | 2,540 | 101 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 38,440 | 1,537 | 38,909 | 1,556 |

(注)

1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
2. 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法〉

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な方針や体制等を明示した「信用リスク管理基本方針」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの分析・評価は、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度から行っています。また、当金庫では、信用リスク計測にあたって、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量(最大予想損失額)を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

信用リスクの管理・運営については、業務運営委員会や常勤理事会により行うとともに、必要に応じて理事会への報告を行う等の体制を整備しています。

なお、貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

適格格付機関として以下の4社をリスク・ウェイトの判定に利用しています。

| | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| ① R&I 株式会社 格付投資情報センター | ③ S&P S&P・グローバル・レーティング |
| ② JCR 株式会社 日本格付研究所 | ④ Moody's ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク |

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
|----------------------|-------------------|---------|--------|--------|----------|--------|-------|-------|--------------------|---|
| | 貸出金等 | | 債 券 | | デリバティブ取引 | | | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 国 内 | 89,062 | 94,020 | 38,416 | 39,126 | 48,438 | 52,288 | - | - | 33 | - |
| 国 外 | 8,297 | 8,597 | - | - | 8,297 | 8,597 | - | - | - | - |
| 地 域 別 合 計 | 97,360 | 102,618 | 38,416 | 39,126 | 56,735 | 60,885 | - | - | 33 | - |
| 製 造 業 | 4,450 | 5,421 | 1,944 | 2,673 | 2,505 | 2,748 | - | - | - | - |
| 農 業、林 業 | 442 | 390 | 442 | 390 | - | - | - | - | - | - |
| 漁 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 建 設 業 | 1,708 | 1,695 | 1,708 | 1,695 | - | - | - | - | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 6,118 | 6,044 | 418 | 344 | 5,699 | 5,699 | - | - | - | - |
| 情 報 通 信 業 | 1,641 | 1,904 | 2 | 2 | 1,639 | 1,901 | - | - | - | - |
| 運 輸 業、郵 便 業 | 1,309 | 1,253 | 1,100 | 1,054 | 209 | 199 | - | - | - | - |
| 卸 売 業、小 売 業 | 1,859 | 2,081 | 1,850 | 2,072 | 9 | 9 | - | - | - | - |
| 金 融 業、保 険 業 | 18,810 | 20,828 | 8,756 | 9,053 | 10,054 | 11,775 | - | - | - | - |
| 不 動 産 業 | 6,724 | 5,883 | 4,994 | 4,684 | 1,729 | 1,199 | - | - | - | - |
| 物 品 賃 貸 業 | 5 | 7 | 5 | 7 | - | - | - | - | - | - |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 61 | 87 | 61 | 87 | - | - | - | - | - | - |
| 宿 泊 業 | 17 | 14 | 17 | 14 | - | - | - | - | - | - |
| 飲 食 業 | 1,653 | 1,543 | 1,653 | 1,543 | - | - | - | - | 33 | - |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 529 | 607 | 529 | 607 | - | - | - | - | - | - |
| 教育、学習支援業 | 41 | 33 | 41 | 33 | - | - | - | - | - | - |
| 医 療、福 祉 | 1,800 | 1,738 | 1,000 | 938 | 800 | 800 | - | - | - | - |
| その他のサービス | 2,403 | 2,142 | 1,155 | 979 | 1,248 | 1,163 | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体 | 36,991 | 39,578 | 4,234 | 4,272 | 32,757 | 35,305 | - | - | - | - |
| 個 人 | 8,497 | 8,671 | 8,497 | 8,671 | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | 2,291 | 2,689 | - | - | 83 | 83 | - | - | - | - |
| 業 種 別 合 計 | 97,360 | 102,618 | 38,416 | 39,126 | 56,735 | 60,885 | - | - | 33 | - |
| 1 年 以 内 | 7,950 | 7,456 | 2,574 | 3,106 | 5,375 | 4,349 | - | - | - | - |
| 1 年 超 3 年 以 内 | 13,516 | 10,152 | 2,983 | 2,766 | 10,533 | 7,386 | - | - | - | - |
| 3 年 超 5 年 以 内 | 6,756 | 7,124 | 4,613 | 4,737 | 2,142 | 2,386 | - | - | - | - |
| 5 年 超 7 年 以 内 | 6,885 | 10,041 | 6,246 | 6,775 | 638 | 3,265 | - | - | - | - |
| 7 年 超 10 年 以 内 | 17,115 | 16,090 | 8,822 | 8,684 | 8,293 | 7,406 | - | - | - | - |
| 10 年 超 | 29,150 | 30,457 | 12,970 | 12,862 | 16,179 | 17,594 | - | - | - | - |
| 期間の定めのないもの | 15,985 | 21,296 | 204 | 192 | 13,572 | 18,496 | - | - | - | - |
| 残 存 期 間 別 合 計 | 97,360 | 102,618 | 38,416 | 39,126 | 56,735 | 60,885 | - | - | - | - |

自己資本の充実の状況

- (注) 1. 「貸出金等」とは、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引のことです。
 2. 「債券」には、預け金、買入金銭債権、有価証券及びその他資産に区分する出資金を計上しています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれております。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 前掲(40ページ)「貸倒引当金の内訳」を参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|----|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目的使用 | | その他 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 製造業 | — | — | — | 28 | — | — | — | — | — | 28 | — | — |
| 農業、林業 | 41 | 36 | 36 | 6 | — | — | ※ 41 | ※ 36 | 36 | 6 | — | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、砕石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 65 | 65 | 65 | 65 | — | — | ※ 65 | ※ 65 | 65 | 65 | — | — |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 63 | 61 | 61 | 69 | — | — | ※ 63 | ※ 61 | 61 | 69 | — | — |
| 金融業、保険業 | 76 | — | — | 187 | 76 | — | — | — | — | 187 | — | — |
| 不動産業 | 51 | 54 | 54 | 54 | — | — | ※ 51 | ※ 54 | 54 | 54 | — | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | — | 26 | 26 | — | — | 26 | — | — | 26 | — | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育・学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 4 | 4 | 4 | 4 | — | — | ※ 4 | ※ 4 | 4 | 4 | — | — |
| その他サービス業 | — | 6 | 6 | 19 | — | — | — | 6 | 6 | 19 | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 304 | 255 | 255 | 436 | 76 | 26 | 227 | 228 | 255 | 436 | — | — |

※洗い替えによる取崩額

- (注) 1. 国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウエイト区分 | エクスポージャーの額 | | | |
|------------------|------------|--------|---------|--------|
| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0% | — | 33,040 | — | 36,389 |
| 10% | — | 7,267 | — | 7,286 |
| 20% | 8,221 | 7,297 | 8,620 | 8,984 |
| 35% | — | 4,061 | — | 3,667 |
| 50% | 8,679 | 1,107 | 9,102 | 1,000 |
| 75% | — | 6,643 | — | 6,789 |
| 100% | 2,759 | 17,777 | 2,512 | 17,876 |
| 150% | — | — | — | — |
| 200% | — | — | — | — |
| 250% | 250 | — | 250 | — |
| 1,250% | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 合計 | 97,104 | — | 102,479 | — |

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実
の状況

信用リスク削減手法に関する事項

「信用リスク削減手法」とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証等が該当します。当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しており、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める規程等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める規程や各種約定書等により、適切な取扱いに努めています。

バーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められており、これらのエクスポージャーについては、担保及び保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様に、また一般社団法人しんぎん保証基金については、適格格付機関（JCR）が付与している格付（AA⁻）に基づき判定しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | | 適格金融資産担保 | | 保 証 | |
|-------------------------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 1,105 | 1,124 | 4,677 | 4,665 | | |
| ①ソブリン向け | — | — | — | — | | |
| ②金融機関向け | — | — | — | — | | |
| ③法人等向け | 615 | 638 | — | — | | |
| ④中小企業等・個人向け | 479 | 476 | 3,880 | 3,928 | | |
| ⑤抵当権付住宅ローン | — | — | 797 | 737 | | |
| ⑥不動産取得等事業向け | 10 | 10 | — | — | | |
| ⑦三月以上延滞等 | — | — | — | — | | |

(注) 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しています。オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考へ、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しています。

また、これらリスクに関しましては、業務運営委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等への報告態勢を整備しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しています。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況については常勤理事会に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。なお、取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上 場 株 式 等 | 492 | 492 | 569 | 569 |
| 非上場株式等 | 452 | — | 452 | — |
| 合 計 | 945 | 492 | 1,021 | 569 |

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|
| 売却益 | — | — |
| 売却損 | — | — |
| 償 却 | — | — |

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | 170 | 213 |

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------------|--------|-------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | 11,951 | 5,721 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー | — | — |

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスクアセットを算出し、足し上げる方式です。
 2. マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
 3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産のリスク・ウェイトの加重平均が250％（400％）を下回る蓋然性が高い場合は250％（400％）のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 4. フォールバック方式とは、上記以外の場合に1,250％のリスクウェイトを適用する方式です。

金利リスクに関する事項（銀行勘定金利リスク：IRRBB）

■銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

(単位：百万円)

| 項番 | 金利ショックシナリオ | イ | | ロ | | ハ | | ニ | |
|----|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | Δ EVE | | | | Δ NII | | | |
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 0 | 3,441 | 190 | 159 | | | | |
| 2 | 下方パラレルシフト | 384 | 0 | 47 | 42 | | | | |
| 3 | スティープ化 | 3,116 | 3,055 | | | | | | |
| 4 | フラット化 | | | | | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | | | | | |
| 7 | 上記のうち最大値 | 3,116 | 3,441 | 190 | 159 | | | | |
| | | ホ | | | | ヘ | | | |
| | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
| 8 | 自己資本の額 | 6,821 | | 6,929 | | | | | |

○金利リスク

金利リスクとは、金融機関が保有する資産・負債のうち、預金、貸出金、有価証券等の市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック）により経済的価値が減少するリスクのことです。

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

○定性的な開示事項

(1) 金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

毎月末を基準日として、月次でVaR（バリュー・アット・リスク）による金利リスク量及び銀行勘定の金利リスク量（ΔEVE及びΔNII）を算出し、それぞれ常勤理事会等に報告のうえ、リスクの検証並びに自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めています。

なお、当金庫では、ヘッジ取引を行っていません。

(2) 金利リスク算定手法の概要

① ΔEVE（銀行勘定のうち、金利ショックによる経済的価値の減少額）及びΔNII（金利ショックに対する算定基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益減少額）の算定における前提条件は以下のとおりになります。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、ともに想定していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVEは通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。一方、ΔNIIは通貨別に算出した金利リスクの値の正負に関係なく単純合算しています。
- ・なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVE及びΔNIIでは預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。
- ・内部モデルは、使用していません。

当期のΔEVEの算出結果は、自己資本額の20％を超えておりますが、金利リスクの顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しています。

② ΔEVE以外の金利リスクの算定手法の概要

ΔEVEの他に金利リスク量をVaRにより算定するとともに、リスク資本配賦額の範囲内でアラームポイントを設定し、リスク管理を行っています。

VaRの算出にあたっては、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99％）にて算定しています。

【VaR（バリュー・アット・リスク）】

過去の一定期間の金利・株価・為替等の変動データに基づき、将来のある一定期間のうちに、ある一定の確率で発生し得る最大損失額を統計的に計測する手法のことです。

沿革

| | | | |
|-------------|---|----------------------|-------------------------------------|
| 大正 9年 8月14日 | 有限責任庄原信用組合許可 (昭和14年 四種兼営に移り、戦時、農業会法の施行により解散) | 平成20年 6月27日 | 森信正敏 理事長就任 |
| 昭和22年10月 8日 | 創立総会開催 | 平成20年12月 9日 | 公立大学法人県立広島大学との包括協定調印式 |
| 昭和23年 2月 1日 | 有限責任 庄原信用組合として設立許可 | 平成21年 1月22日 | 営業地区拡張認可 (広島市安佐南区) |
| 昭和24年 4月 | 市街地信用組合として組織変更 | 平成21年 2月20日 | 口和支店廃止 (本店営業部承継) |
| 昭和24年 7月18日 | 設立登記 | 平成22年 4月 6日 | 東城支店開設 |
| 昭和26年12月 | 信用金庫法施行により庄原信用金庫に改組 | 平成24年 4月 1日 | 「みどりしんきんのなんでも相談」制度創設 |
| 昭和27年 1月16日 | 大蔵大臣より信用金庫法による免許 | 平成25年 9月 2日 | 医療保険・がん保険取扱開始 |
| 昭和27年10月 | 比和支店 開設 | 平成25年11月24日 | サングリーン相談コーナー |
| 昭和29年 5月 | 西城支店 開設 | 平成26年 6月10日 | 「きんさいベルデ」開設 |
| 昭和39年12月 | 西城支店 新築落成 | 株式会社日本政策金融公庫との業務提携締結 | |
| 昭和40年 5月 | 口和出張所 開設 | 平成26年 8月 8日 | サングリーン出張所オープン |
| 昭和43年 1月 8日 | 三河内政美 理事長就任 | 平成27年 4月13日 | 庄原市役所包括協定調印式 |
| 昭和49年 4月 | 本店 新築落成 | 平成27年 6月16日 | 光永義則 理事長就任 |
| 昭和54年 4月28日 | 預金量 100億円達成 | 平成27年 6月26日 | 営業地区拡張認可 (広島県内全域) |
| 昭和55年12月 | 口和出張所 支店昇格 | 平成28年 6月 1日 | 「三次市における高齢者等見守り活動に関する協定書」の締結 |
| 昭和57年 2月 5日 | 森信吟二 理事長就任 | 平成28年12月 6日 | 庄原市「避難所施設利用に関する覚書」の締結 |
| 昭和59年 5月31日 | 証券業務取扱認可 | 平成29年 2月 6日 | 株式会社商工組合中央金庫との業務協力の覚書締結 |
| 昭和61年 3月24日 | 西城支店 (拡張建替) 新築落成 | 平成29年10月30日 | 三次支店店舗新築オープン |
| 昭和61年11月29日 | 預金量 200億円達成 | 平成30年 6月25日 | 三次市と三次市域における文化・観光・まちづくり推進に関する連携協定締結 |
| 昭和61年12月 1日 | 高野出張所 新設落成 | 平成30年 8月15日 | 預金量 900億円達成 |
| 昭和63年11月 2日 | 比和支店 新築落成 | 平成30年10月31日 | サングリーン出張所廃止 |
| 平成 1年 8月 1日 | 高野出張所 支店昇格 | 平成31年 4月15日 | 「高齢者安心サポートサービス」取扱開始 |
| 平成 3年 3月26日 | 預金量 300億円達成 | 令和 元年 7月 1日 | 窓口営業時間変更 (比和・東城・皇敷支店) |
| 平成 3年 8月 1日 | 両替業務の開始認可 | 令和 2年 4月 1日 | 窓口営業時間変更 (西城・高野・三良坂支店) |
| 平成 3年11月11日 | 本店 日本銀行当座預金取引開始 | 令和 2年 7月 9日 | 広島県しんきん事業承継ネットワークに関する協定締結 |
| 平成 4年12月 1日 | 本店 日本銀行歳入代理店承認 | 令和 2年10月30日 | 預金量 1,000億円達成 |
| 平成 5年 4月 6日 | 三次信用金庫と合併調印式 | 令和 2年11月20日 | みどりしんきんSDGs宣言を表明 |
| 平成 5年 6月 1日 | 西城・高野支店 日本銀行歳入代理店承認 | 令和 3年 6月 3日 | みどりしんきん公式Facebook・Instagram開設 |
| 平成 5年11月 1日 | 広島みどり信用金庫 誕生 | 令和 3年 6月18日 | 小林明宗 理事長就任 |
| 平成 5年12月27日 | 預金量 600億円達成 | 令和 3年 7月 1日 | 窓口営業時間変更 (三次支店) |
| 平成 6年 6月 1日 | 営業地区拡張 (広島市安佐北区) | 令和 4年 2月18日 | 庄原市キャッシュレス事業に関する包括連携協定締結 |
| 平成 6年 7月 1日 | 比和・口和・三次・十日市・皇敷・三良坂支店日本銀行歳入代理店承認 | 令和 4年 8月30日 | 公共財団法人ひろしま産業振興機構との連携協定締結 |
| 平成 7年 4月 3日 | 西日本建設業保証(株)取扱開始 | 令和 4年 9月 1日 | 広島県よろず支援拠点オンラインサテライト室開設 |
| 平成 8年12月20日 | 本店増築工事竣工 | 令和 4年10月 7日 | Instagram採用アカウント開設 |
| 平成 9年 9月30日 | 預金量 700億円達成 | 令和 4年11月 4日 | 電子手形交換取扱開始 |
| 平成11年 3月29日 | ゆうちょATM との相互接続スタート | | |
| 平成11年11月29日 | 三良坂支店店舗新築移転オープン | | |
| 平成12年 3月 6日 | デビットカードサービス取扱開始 | | |
| 平成12年 8月21日 | 十日市支店店舗新築オープン | | |
| 平成12年12月 4日 | しんきんゼロネットサービス取扱開始 | | |
| 平成13年 3月 5日 | スポーツ振興くじ払戻し業務取扱開始 | | |
| 平成13年 4月 2日 | 損害保険窓口販売取扱開始 | | |
| 平成13年11月26日 | 「ひろしまネットサービス(HNS)」取扱開始 | | |
| 平成14年10月15日 | 生命保険窓口販売取扱開始 | | |
| 平成15年 2月 3日 | 個人向け国債販売業務取扱開始 | | |
| 平成15年 4月21日 | 預金量 800億円達成 | | |
| 平成16年 1月19日 | マルチペイメント取扱開始 | | |
| 平成18年 6月 7日 | 広島県国民年金基金加入申込受理業務取扱開始 | | |

索引

省令による開示項目

| | |
|--|------|
| 1. 金庫の概況及び組織に関する事項 | |
| ①事業の組織 | 12 |
| ②理事・監事の氏名及び役職名 | 12 |
| ③事務所の名称及び所在地 | 21 |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 | 12 |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項 | |
| (1)直近の事業年度における事業の概況 | 5・6 |
| (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 | |
| ・経常収益・経常利益・当期純利益 | 35 |
| ・出資総額及び出資総口数 | 35 |
| ・純資産額・総資産額 | 35 |
| ・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高 | 35 |
| ・単体自己資本比率 | 35 |
| ・出資に対する配当金・配当率 | 35 |
| ・職員数 | 35 |
| (3)直近の2事業年度における事業の状況 | |
| ①主要な業務の状況を示す指標 | |
| ・業務粗利益及び業務純益等 | 36 |
| ・資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支 | 36 |
| ・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 | 36 |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | 36 |
| ・総資産経常利益率・総資産当期利益率 | 36 |
| ②預金に関する指標 | |
| ・預金種目別平均残高 | 37 |
| ・預金者別預金残高 | 37 |
| ・定期預金金利区分別残高 | 37 |
| ③貸出金等に関する指標 | |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | 37 |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 37 |
| ・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額 | 37 |
| ・用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高 | 38 |
| ・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 38 |
| ・預貸率の期末値及び期中平均値 | 36 |
| ④有価証券に関する指標 | |
| ・商品有価証券の種類別の平均残高 | 該当なし |
| ・有価証券の種類別の平均残高 | 38 |
| ・有価証券の残存期間別残高 | 38 |
| ・預証率の期末値及び期中平均値 | 36 |

| | |
|--|-------|
| 4. 金庫の事業の運営に関する事項 | |
| ・リスク管理の体制 | 22 |
| ・法令遵守の体制 | 23 |
| ・中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況 | 7~9 |
| ・金融ADR制度への対応 | 25 |
| 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| (1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | 29・30 |
| (2)リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況 | 40 |
| ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金 | 40 |
| ②危険債権に該当する貸出金 | 40 |
| ③三月以上延滞債権に該当する貸出金 | 40 |
| ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 40 |
| (3)自己資本の充実の状況 | 41~46 |
| ・自己資本の構成に関する事項 | 41 |
| ・自己資本の充実度に関する事項 | 42 |
| ・信用リスクに関する事項 | 43 |
| ・信用リスク削減手法に関する事項 | 45 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 45 |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項 | 45 |
| ・出資等エクスポージャーに関する事項 | 45 |
| ・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 46 |
| ・金利リスクに関する事項 | 46 |
| (4)有価証券、金銭の信託に関する価額・時価及び評価損益 | 38・39 |
| (5)規則第102条第1項第5号に掲げる取引 | 該当なし |
| (6)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 40 |
| (7)貸出金償却の額 | 40 |
| (8)貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている旨 | 30 |
| (9)財務諸表作成に係る内部監査等の適正性・有効性等の確認 | 30 |
| 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの | 34 |
| 7. 金庫の子会社等に関する事項 | 該当なし |

自主開示項目

| | |
|------------------------|-------|
| ・基本方針 | 2 |
| ・地域と当金庫の関わり | 3~4 |
| ・SDGsへの取り組み | 7 |
| ・業務・商品・サービスの案内 | 13~18 |
| ・手数料一覧 | 19~20 |
| ・ATM設置状況 | 21 |
| ・お客様情報の管理について | 24 |
| ・お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ | 24 |
| ・お客様本位の業務運営に関する取り組み方針 | 24 |
| ・金融商品に係る勧誘方針 | 25 |

HIROSHIMA
MIDORI SHINKIN
BANK

REPORT 2023

